

ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）

（2003年4月24日制定）

目次

第1章 総則

- 第1条 本法の目的
 - 第2条 倒産法制
 - 第3条 主要概念
 - 第4条 倒産兆候
 - 第5条 倒産事件の審理
 - 第6条 経済裁判所に対し申し立てる権利
 - 第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠
 - 第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務
 - 第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任
 - 第10条 債権者集会
 - 第11条 債権者集会開催の通知
 - 第12条 債権者集会の招集手続
 - 第13条 債権者集会の議決方法
 - 第14条 債権登録簿
 - 第15条 債権者委員会
 - 第16条 債権者委員会の選定
 - 第17条 利害関係人
 - 第18条 裁判所任命管財人
 - 第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務
 - 第20条 裁判所任命管財人の職業団体
 - 第21条 裁判所任命管財人の責任
 - 第22条 裁判所任命管財人の報酬
 - 第23条 倒産分野における国家統制
 - 第24条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限
 - 第25条 倒産事件を管轄する国家機関の権限
 - 第26条 カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市における、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所の権限
 - 第27条 企業の経済状態に関する情報の提出義務
 - 第28条 倒産手続
 - 第29条 裁判外手続
- #### 第2章 裁判外再生支援
- 第30条 裁判外再生支援の根拠
 - 第31条 裁判外再生支援の対象及び主体
 - 第32条 裁判外再生支援の基本的措置
 - 第33条 国家支援による裁判外再生支援の期間
 - 第34条 国家支援による裁判外再生支援の終了
- #### 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理
- 第35条 倒産事件の開始事由
 - 第36条 倒産事件の参加者
 - 第37条 債務者による申立て
 - 第38条 債務者による申立ての添付書面
 - 第39条 債権者による申立て
 - 第40条 債権の合算
 - 第41条 債権者による申立ての添付書面
 - 第42条 倒産事件を管轄する国家機関による申立て

- 第 43 条 税務機関及びその他の全権機関による申立て
- 第 44 条 検察官による申立て
- 第 45 条 倒産事件の開始
- 第 46 条 債権の実現を保全するための措置
- 第 47 条 倒産認定の申立てを受けた債務者の意見書
- 第 48 条 倒産事件の審理の準備
- 第 49 条 倒産事件の審理の期日
- 第 50 条 倒産事件に関する司法判断
- 第 51 条 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定
- 第 52 条 経済裁判所の司法判断に関する情報の公開
- 第 53 条 倒産手続の進捗に関する情報の公開
- 第 54 条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定
- 第 55 条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定の効果
- 第 56 条 倒産事件手続の終結事由
- 第 57 条 倒産事件手続の中断
- 第 58 条 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の負担
- 第 59 条 裁判所任命管財人の申立て及び債権者等の不服の審理
- 第 60 条 倒産事件における紛争について経済裁判所が出した決定に対する再審理手続
- 第 61 条 債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合の倒産手続の特則

第 4 章 監視

- 第 62 条 監視の開始
- 第 63 条 監視開始の効果
- 第 64 条 監視手続中における、債務者の権利の制限
- 第 65 条 一時管財人の任命
- 第 66 条 一時管財人の権限
- 第 67 条 一時管財人の義務
- 第 68 条 監視開始の通知
- 第 69 条 債務者の財務状況の分析
- 第 70 条 債権額の確定
- 第 71 条 第一回債権者集会の招集
- 第 72 条 第一回債権者集会の審議事項
- 第 73 条 第一回債権者集会による裁判上の再生支援開始の申立ての決議
- 第 74 条 第一回債権者集会による外部管財開始及び債務者の倒産認定・清算手続開始の申立ての決議
- 第 75 条 監視の終了

第 5 章 裁判所の再生支援

- 第 76 条 裁判上の再生支援の申立て
- 第 77 条 債務弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保
- 第 78 条 裁判上の再生支援開始手続
- 第 79 条 裁判上の再生支援開始の効果
- 第 80 条 再生支援管財人
- 第 81 条 再生支援管財人の権限
- 第 82 条 再生支援管財人の義務
- 第 83 条 再生支援計画及び債務弁済計画表
- 第 84 条 債務弁済計画表の変更
- 第 85 条 裁判上の再生支援の期間満了前完了
- 第 86 条 裁判上の再生支援の期間満了前中止
- 第 87 条 裁判上の再生支援の完了
- 第 88 条 保証人・担保設定者による義務履行
- 第 89 条 保証・担保より発生した義務履行の結果に関する報告

- 第 90 条 保証人・担保設定者の義務不履行の効果
- 第 6 章 外部管財
 - 第 91 条 外部管財開始手続
 - 第 92 条 外部管財開始の効果
 - 第 93 条 債権弁済に対するモラトリアム
 - 第 94 条 外部管財人候補者の推薦手続
 - 第 95 条 外部管財人の任命
 - 第 96 条 外部管財人の解任
 - 第 97 条 外部管財人の権限
 - 第 98 条 外部管財人の義務
 - 第 99 条 債権者による届出
 - 第 100 条 債権者の異議の審理
 - 第 101 条 債務者の財産の処分
 - 第 102 条 債務者が締結した契約の履行拒絶
 - 第 103 条 債務者の法律行為の無効
 - 第 104 条 外部管財手続中における金銭債務
 - 第 105 条 債務者の経費に関する調整
 - 第 106 条 外部管財計画
 - 第 107 条 外部管財計画の審議
 - 第 108 条 外部管財期間の延長
 - 第 109 条 債務者の支払能力の回復のための措置
 - 第 110 条 債務者の企業（営業）の売却
 - 第 111 条 債務者財産の一部売却
 - 第 112 条 債務者の債権の譲渡
 - 第 113 条 債務者財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行
 - 第 114 条 追加株式の発行
 - 第 115 条 債務者の資産の置換
 - 第 116 条 外部管財人の報告書
 - 第 117 条 外部管財人の報告書の審議
 - 第 118 条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認
 - 第 119 条 債権者に対する支払いへ移行する決定の効果
 - 第 120 条 特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定の効果
 - 第 121 条 債権者に対する支払い
 - 第 122 条 債権の弁済
 - 第 123 条 外部管財人の権限の終了手続
- 第 7 章 清算手続
 - 第 124 条 清算手続の開始
 - 第 125 条 清算手続開始の効果
 - 第 126 条 清算管財人
 - 第 127 条 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報の公開
 - 第 128 条 清算管財人の権限及び義務
 - 第 129 条 倒産法人の清算計画
 - 第 130 条 清算用財団
 - 第 131 条 債務者の財産の査定
 - 第 132 条 清算手続における債務者の銀行口座
 - 第 133 条 被担保債権の弁済
 - 第 134 条 債権の弁済順位
 - 第 135 条 債務者の財産の売却
 - 第 136 条 清算手続における債務者の債権の売却
 - 第 137 条 清算手続における債務者の資産の置換

- 第 138 条 債権者に対する支払い
- 第 139 条 清算管財人の活動に対する監督
- 第 140 条 清算管財人の解任
- 第 141 条 外部管財への移行の可能性
- 第 142 条 清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書
- 第 143 条 債権弁済後の債務者の残余財産
- 第 144 条 清算手続の終了
- 第 8 章 和議
 - 第 145 条 和議締結の手続
 - 第 146 条 倒産手続中に締結される和議の特則
 - 第 147 条 和議の形式
 - 第 148 条 和議の内容
 - 第 149 条 経済裁判所による和議承認の要件
 - 第 150 条 経済裁判所による和議承認の効果
 - 第 151 条 経済裁判所による和議承認の拒否
 - 第 152 条 和議承認の拒否の効果
 - 第 153 条 和議の無効
 - 第 154 条 和議の無効認定の効果
 - 第 155 条 和議の不履行の効果
- 第 9 章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則
 - 第 1 節 街形成企業及び同等企業（以下、併せて「街形成企業等」という。）の倒産
 - 第 156 条 街形成企業等の倒産に関する特則
 - 第 157 条 街形成企業等の外部管財
 - 第 158 条 外部管財の延長
 - 第 159 条 街形成企業等の売却の要件
 - 第 160 条 倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却
 - 第 2 節 農業企業の倒産
 - 第 161 条 農業企業の倒産に関する特則
 - 第 162 条 農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財に関する特則
 - 第 163 条 農業企業の財産及び財産権の売却（譲渡）に関する特則
 - 第 3 節 銀行の倒産
 - 第 164 条 銀行の倒産認定の根拠
 - 第 165 条 銀行の倒産事件の審理に関する特則
 - 第 4 節 保険者の倒産
 - 第 166 条 保険者の倒産事件の審理
 - 第 167 条 保険者の財産複合体の売却
 - 第 168 条 保険者が倒産した場合における保険契約者（保険金受取人）の債権
 - 第 169 条 債権の弁済
 - 第 5 節 証券取引に業として参加する者の倒産
 - 第 170 条 証券取引に業として参加する者の倒産に関する特則
 - 第 171 条 裁判所任命管財人の要件
 - 第 172 条 証券取引に業として参加する者の法律行為に対する制限
 - 第 173 条 監視、外部管財及び清算手続に関する特則
- 第 10 章 個人事業者の倒産
 - 第 174 条 個人事業者の倒産に関する規制
 - 第 175 条 個人事業者の倒産認定の申立て
 - 第 176 条 債務弁済計画
 - 第 177 条 清算用財団に含まれない個人事業者の財産
 - 第 178 条 個人事業者の法律行為の無効
 - 第 179 条 経済裁判所による個人事業者の倒産事件の審理

- 第 180 条 個人事業者の倒産認定の効果
- 第 181 条 経済裁判所の本案決定の執行
- 第 182 条 債権の審理
- 第 183 条 債権弁済手続
- 第 184 条 個人事業者の免責
- 第 11 章 簡易倒産手続
 - 第 1 節 通常清算中の法人の倒産に関する特則
 - 第 185 条 通常清算中の法人の倒産
 - 第 186 条 通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則
 - 第 187 条 倒産手続による法人の清算の拒否の効果
 - 第 2 節 所在不明の債務者の倒産
 - 第 188 条 所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則
 - 第 189 条 所在不明の債務者の倒産事件の審理
- 第 12 章 最終章
 - 第 190 条 倒産を招く違法行為
 - 第 191 条 紛争の解決
 - 第 192 条 倒産関連法令違反の責任

第1章 総則

第1条 本法の目的

本法の目的は、法人及び個人事業者の倒産分野における関係を調整することにある。

第2条 倒産法制

- 1 倒産法制は、本法及びその他の関連法令からなる。
- 2 本法は、公的資金により運営されている組織には適用されない。
- 3 倒産に関するウズベキスタン共和国の国内法と同共和国が締結した国際協定に異なる定めがある場合には、国際協定が優先して適用される。

第3条 主要概念

本法は、以下の主要概念を定める。

- (1) 倒産（経済的破綻）－債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができないか、又は、義務的支払債務を履行することができないと経済裁判所により認定された状態
- (2) 和議－相互譲歩に基づき法律上の紛争を終了させる旨の当事者間の合意
- (3) 債権者－債務者が金銭債務及び（又は）義務的支払債務を負う相手方である法人又は自然人。ただし、債務者に対し生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する個人、及び、法人債務者に参加したに基づき当該法人に対し債権を有する発起人（社員）を除く。
- (4) 債権者集会（債権者委員会）の代表者－債権者集会又は債権者委員会により倒産事件に参加する権限を付与された者
- (5) 監視－債務者の倒産認定の申立てが経済裁判所により受理された時から次の手続に移るまでの間、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続
- (6) 義務的支払債務－税金、手数料、及び、国家予算又は特定目的国家基金に組み入れられるその他の義務的支払金
- (7) モラトリアム－債務者による金銭債務及び（又は）義務的支払債務の履行の一時中止
- (8) 金銭債務－民法に基づく契約及びその他の法令の定める事由に基づき、債務者が債権者に対して負う一定金額の支払義務
- (9) 裁判所任命管財人（一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人）－倒産手続実施のために、経済裁判所より任命される者
- (10) 裁判外再生支援－債務者の支払能力の回復及び倒産の予防を目的として、法人債務者の発起人（社員）又は財産所有者、債権者及びその他の者によりとられる措置
- (11) 裁判上の再生支援－債務者の支払能力の回復及び債権者に対する債務の弁済を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権は再生支援管財人に移譲されない。
- (12) 外部管財－債務者の支払能力の回復を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権は外部管財人に移譲される。
- (13) 清算手続－債権を按分弁済した上、債務者を債務から免責することを目的として、倒産認定された債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続
- (14) 街形成企業及び同等企業－従業員及びその家族がその地域の人口の半分以上を構成する法人、従業員数が3,000名以上である法人、国家の防衛・治安維持に関わる法人、又は、自然独占事業体である法人
- (15) 債務者－金銭債権及び（又は）義務的支払債権を弁済することができない法人又は個人事業者
- (16) 発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人－倒産手続実施に際し、発起人（社員）又は債務者財産の所有者により権限を付与された者
- (17) 債務者の被雇用者の代表者－倒産手続実施に際し、債務者の被雇用者により、被雇用者の利益を代表する権限を付与された者
- (18) 農業企業－主な事業が商品としての農産物の生産である農業協同組合（シルカット）、

第4条 倒産兆候

債務者の倒産兆候は、債務者が金銭債務及び（又は）義務的支払債務を、弁済期から3ヶ月以内に弁済していない場合に、認められる。

第5条 倒産事件の審理

- 1 倒産事件は、経済裁判所が審理する。
- 2 法人債務者の場合においては、債権総額が最低賃金の500倍以上である場合、個人事業者の場合においては、債権総額が最低賃金の30倍以上である場合、債務者に倒産兆候が存在すれば、経済裁判所は、本法の定める場合を除き、倒産事件を開始することができる。

第6条 経済裁判所に対し申し立てる権利

- 1 債務者の金銭債務の不履行に関連し、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利を有するのは、債務者、債権者及び検察官である。
- 2 債務者の義務的支払債務の不履行に関連し、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利を有するのは、債務者、検察官、税務機関及びその他の全権機関である。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

- 1 債務者は、金銭債務及び（又は）義務的支払債務を、本法第4条の定める期間内に履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てることができる。
- 2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（社員）若しくは債務者財産の所有者の決定に基づき、又は、債務者財産の所有者が授権した機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

- 1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。
 - (1) 1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を全額弁済することが不可能になる。
 - (2) 法人債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (3) 単一企業体である債務者につき、債務者財産の所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (4) 債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。
- 2 清算委員会（清算人）は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認められた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。
- 3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生した時から1ヶ月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申し立てる義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生した債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

第10条 債権者集会

- 1 倒産手続が適用されると、本法に従い組織される債権者集会又は債権者委員会が、全債

権者の利益を代表する。債権者は、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理した時から、債務者に対し個別に債権の弁済を請求することはできない。

- 2 債務者に対する行為は、全て、債権者集会又は債権者委員会が全債権者の名において行う。
- 3 議決権を持って債権者集会に参加する者は、債権者であり、義務的支払債務に関しては、税務機関及びその他の全権機関である。債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、発言権を持って債権者集会に参加する。
- 4 倒産事件に関与する債権者が 1 名のみである場合、債権者集会の専権事項の決議は、当該債権者が行う。
- 5 以下の決議は、債権者集会の専権に属する。
 - (1) 一和議の締結
 - (2) 一債権者委員会の委員選任、委員数の決定及び委員権限の期間満了前の終了
 - (3) 一経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て
 - (4) 一経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (5) 一再生支援計画の承認及び債務弁済計画表の容認¹
 - (6) 一外部管財計画の承認
- 6 債権者集会の結成及び開催は、裁判所任命管財人が行う。
- 7 債権者集会は、議決権を有する出席債権者の債権総額が、債務者の債務総額の 3 分の 2 以上である場合に、有効である。債権者は、代理人により債権者集会に参加することもできる。債権者集会が定足数を満たさない場合、債権者集会は、10 日以内に再度招集され、当該集会は、当該集会の開催日時及び場所が債権者に適切に通知された場合、その出席債権者数にかかわらず、有効である。
- 8 債務者に対して債権を有すると認定された債権者は、債権者集会での議決権を有する。
- 9 債権者集会においては、議事録が作成される。
- 10 債権者集会の議事録には、以下の書面が添付されなければならない。
 - (1) 一債権者集会開催日付の債権登録簿
 - (2) 一債権者の代理人の代理権限を証明する書面
 - (3) 一債権者集会の参加者登録用紙
 - (4) 一参考のため及び（又は）承認を得るため債権者集会の参加者に配布された資料
 - (5) 一債権者集会の開催日時及び場所が債権者及び全権機関に適切に通知されたことを証明する証拠
 - (6) 一投票用紙
 - (7) 一裁判所任命管財人の裁量又は債権者集会の決定によるその他の書面
- 11 債権者集会の議事録及び添付書面は、集会開催日から 5 日以内に、経済裁判所に提出されなければならない。

第 11 条 債権者集会開催の通知

- 1 債権者集会開催の通知が、債権者、全権機関及び本法第 10 条により債権者集会に参加する権利を有するその他の者に対し、集会開催日の 2 週間前までに郵便により行われた場合、又は、集会開催日の 5 日前までに確実に通知が届く他の方法により行われた場合、集会の通知は適切になされたと認められる。
- 2 債権者又は債権者集会に参加する権利を有するその他の者に対し個別に通知するために必要な情報が不明である場合、又は、個別通知ができない他の事情がある場合、ウズベキスタン共和国内閣の決定する手続に従い、公報紙において公告されれば、集会の通知は適切になされたと認められる。
- 3 債権者集会開催の通知は、以下の情報を含まなければならない。
 - (1) 一法人債務者の名称及び所在地

¹ 「容認」：後に裁判所の承認が必要な場合に使われている。

- (2) 債権者集会の開催日時及び場所
- (3) 債権者集会の議題
- (4) 債権者集会において審議予定の資料の内容を知る方法
- (5) 債権者集会参加者登録手続
- (6) 個人事業者であれば、債務者の氏、名、父称及び居住地

第12条 債権者集会の招集手続

- 1 債権者集会は、裁判所任命管財人の発議、債権者委員会の請求、債権登録簿に記載されている金銭債権及び（又は）義務的支払債権の総額の3分の1以上に当る金銭債権及び（又は）義務的支払債権を有する債権者らの請求、債権者総数の3分の1に当る債権者らの発議により招集される。
- 2 債権者集会開催の請求には、議題に含まれるべき事項の概要が示されなければならない。
- 3 裁判所任命管財人は、債権者委員会又は本条第1項の定める債権者の請求により招集される債権者集会の議題の概要を変更する権限を有しない。
- 4 債権者委員会又は本条第1項の定める債権者の請求が裁判所任命管財人に提出された場合、債権者集会は、請求の提出から30日以内に、裁判所任命管財人が招集する。
- 5 債権者集会は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の所在地（居住地）において招集される。債務者の所在地（居住地）において第一回債権者集会を開催することができない場合、債権者集会の開催地は、裁判所任命管財人が決める。

第13条 債権者集会の議決方法

- 1 債権者集会の決議は、出席債権者の議決権の過半数により成立する。
- 2 各債権者は、集会開催日における債権総額に対する保有債権額の割合による議決権を有する。
- 3 債権者集会は、以下の事項については、全債権者の議決権の過半数により議決する。
 - (1) 和議の締結
 - (2) 経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て
 - (3) 経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (4) 経済裁判所に対する裁判所任命管財人の任命、変更又は解任の申立て
- 4 債権者集会において、本条第3項の定める議決に必要な議決権数の議決権が行使されなかった場合、債権者集会は、再度招集される。当該債権者集会は、集会の開催日時及び場所が債権者に対し適切に通知されたことを条件に、出席債権者の議決権の過半数により、有効に議決することができる。
- 5 倒産事件の参加者は、経済裁判所に対し、債権者集会の決議につき不服を申し立てることができる。

第14条 債権登録簿

- 1 債権登録簿は、裁判所任命管財人が管理する。
- 2 債権は、ウズベキスタン共和国の通貨で登録される。外国の通貨で表示された債権は、法令の定める手続に従い、登録される。債権登録簿には、各債権者、各債権者の金銭債権及び（又は）義務的支払債権の確定額、並びに、各債権の弁済順位に関する情報が記載される。
- 3 債権者は、債権の届出に際し、省略のない商号、所在地（郵便宛先）、パスポート情報（自然人の場合）及び銀行口座の詳細（存在する場合）を含む自己の情報を記載しなければならない。
- 4 債権登録簿に記載された者は、自己に関する情報、及び、第三者への債権譲渡を含め、債務者に対する債権の額及び内容に変更があった場合、1週間以内に、裁判所任命管財人に対し、当該変更を知らせなければならない。債権者がそのような情報を提供しなかった場合、又は、期間を過ぎて情報を提供した場合、裁判所任命管財人及び債務者は、これらに

起因する損害に対して責任を負わない。

- 5 債権者は、債権登録簿の内容を知る機会を与えられなければならない。裁判所任命管財人は、債権者又はその代理人の請求により、請求を受けた日から5営業日以内に、当該債権者又はその代理人に対し、当該債権者の債権の額、内容及び弁済順位に関する情報の抜粋を送付しなければならない。抜粋の作成及び送付に伴い発生した費用は、債権者が負担する。
- 6 債権登録簿の作成に関する紛争は、経済裁判所が審理する。

第15条 債権者委員会

- 1 債権者委員会は、債権者の利益を代表し、裁判所任命管財人の行為を監督する。
- 2 債権者委員会は、債権者の代表者で構成され、その人数は債権者集会が決定する。
- 3 債権者数が20名未満の場合、債権者集会は、その決定により債権者委員会の機能を果たすこともできる。
- 4 債権者委員会は、その役割を果たすため、以下の権限を有する。
 - (1) 裁判所任命管財人に対し、債務者の財務状況及び倒産手続の進捗に関する情報を提供するように請求する。
 - (2) 経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の行為（不作為）につき不服を申し立てる。
 - (3) 倒産事件に参加する債権者委員会の代表者を選任する。
 - (4) 本法、及び、再生支援計画又は外部管財計画の定めるその他の行為を行う。
- 5 債権者委員会は、以下の事項を決定する権限を有する。
 - (1) 債権者集会の招集
 - (2) 経済裁判所への裁判所任命管財人の任命、変更及び解任の申立てに関する債権者集会に対する勧告
 - (3) 債務者の重要な法律行為、又は、利害関係が生じる債務者の法律行為の承認又は不承認
- 6 債権者委員会の各委員は、委員会会議における議決に際し、1議決権を有する。債権者委員会の委員がその他の者に対し自己の議決権を譲渡することは、認められない。
- 7 債権者委員会の議決は、全委員の過半数により成立する。
- 8 債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、債権者委員会の会議に参加し、発言することができる。

第16条 債権者委員会の選定

- 1 債権者委員会の委員は、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続の実施期間中、債権者集会を選任する。債権者委員会の全委員の権限は、債権者集会の議決により、期間満了前に終了させることができる。ただし、当該議決は、債権者委員会の全委員に関して同時に行うときのみ、とることができる。
- 2 最も多い投票を得た候補者が、債権者委員会の委員に選任されたとみなされる。
- 3 債権者委員会の委員は、委員の中から委員長を選任することができる。
- 4 債権者委員会が5名以上で構成される場合、委員長を選任しなければならない。

第17条 利害関係人

- 1 法人債務者の利害関係人と認められるのは、以下の者である。
 - (1) 法令の定めにより、債務者を主導する法人又は債務者に従属する法人
 - (2) 債務者の代表者、監督役員会の構成員、合議執行機関の構成員、及び、経理主任（経理担当者）。労働契約が、倒産事件開始前の1年以内に終了している場合も含む。
 - (3) 法人の発起人（社員）
- 2 本法において、個人事業者である債務者の利害関係人と認められるのは、債務者の妻（夫）、直系尊属及び直系卑属、兄弟姉妹及びその卑属、妻（夫）の両親及び兄弟姉妹と理解される。
- 3 裁判所任命管財人及び債権者の利害関係人は、本条第1項及び第2項に従い定められる。

第 18 条 裁判所任命管財人

- 1 裁判所任命管財人には、高等教育を受け、2 年以上の実務経験を有し、倒産事件を管轄する国家機関から認定を受けた者を、任命することができる。
- 2 裁判所任命管財人として、以下の者を任命することはできない。
 - (1) 一 債務者又は債権者の利害関係人
 - (2) 一 前科が抹消されていない者
 - (3) 一 倒産手続が開始された個人事業者
 - (4) 一 以前、裁判所任命管財人として任務を遂行中、債務者・債権者に損害を与え、当該損害を賠償していない者
 - (5) 一 他者の事業及び（又は）財産の管理に関連した活動を制限されている者（欠格者）
- 3 経済裁判所は、倒産事件の参加者の提出した証拠が存在する場合、本条第 2 項の定める事由により、裁判所任命管財人候補者の任命を拒否し、又は、裁判所任命管財人を解任することができる。
- 4 裁判所任命管財人は、経済裁判所による任命日から 10 日以内に、法令の定める手続に従い、倒産事件の参加者に対する損害賠償責任につき、保険に加入しなければならない。
- 5 本条第 4 項の要件は、簡易倒産手続を実施する裁判所任命管財人には適用されない。
- 6 債権者集会は、裁判所任命管財人に対し、債務者の財産につき保険契約を締結するよう請求することができる。

第 19 条 裁判所任命管財人の権限及び義務

- 1 裁判所任命管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 一 債権者集会を招集する。
 - (2) 一本法の定める場合に、債権者委員会の招集を請求する。
 - (3) 一 経済裁判所に対し、国家手数料を予納せずに、訴え及びその他の申立てを提起する。
 - (4) 一本法第 22 条に基づき、報酬を受ける。
 - (5) 一 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、債権者との間で締結した合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より報酬を支払う。
 - (6) 一 経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。
- 2 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 3 裁判所任命管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 一 債務者の財産を保護する措置をとる。
 - (2) 一 債権登録簿を管理する。
 - (3) 一 債務者の財務状況を分析する。
 - (4) 一 経済裁判所が決定した任務を遂行する。
 - (5) 一 自己の任務の不履行又は不適切な履行により、債務者、債権者及び第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する。
- 4 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 5 裁判所任命管財人は、倒産手続を実施するに当たり、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に活動しなくてはならない。

第 20 条 裁判所任命管財人の職業団体

- 1 裁判所任命管財人の職業団体は、裁判所任命管財人が任意で加入する非政府、非営利団体である。
- 2 裁判所任命管財人の職業団体は、裁判所任命管財人の専門性の向上及び維持並びにその利益の保護を促進するという使命を有する。
- 3 裁判所任命管財人の職業団体は、以下の活動をする。
 - (1) 一 裁判所任命管財人の養成プログラムを作成し、当該プログラムを倒産事件を管轄する国家機関に提出し、承認を得る。
 - (2) 一 加盟者に、研修を実施し、専門性を向上させる。

- (3) ー加盟している裁判所任命管財人の活動を分析する。
- 4 裁判所任命管財人の職業団体は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

第 21 条 裁判所任命管財人の責任

- 1 裁判所任命管財人が、本法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行したために、債務者又は債権者に損害が生じた場合、当該不履行又は不適切な履行は、裁判所任命管財人の解任事由となる。
- 2 債務者及び債権者は、裁判所任命管財人に対し、当該管財人の行為（不作為）に基づく損害の賠償を請求することができる。

第 22 条 裁判所任命管財人の報酬

- 1 裁判所任命管財人の報酬の額及び支払方法は、債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債権者集会が決定し、経済裁判所が承認し、報酬は債務者の財産より支払われる。
- 2 裁判所任命管財人に対する追加報酬は、裁判所任命管財人の活動の結果に応じ、債権者集会が決定することができる。

第 23 条 倒産分野における国家統制

- 1 倒産分野における国家統制は、ウズベキスタン共和国内閣及び倒産事件を管轄する国家機関が実施する。
- 2 倒産事件を管轄する国家機関がその権限範囲内で行った決定は、省庁、国家委員会、所管官庁、その他の国家機関、法人、及び、自然人に対し強制力を有する。

第 24 条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限

ウズベキスタン共和国内閣は、以下を行う。

- (1) ーウズベキスタン共和国が、債権者として、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を、倒産手続において届け出る統一手続を承認する。
- (2) ー裁判所任命管財人として活動する者の資格審査手続、資格要件、専門性、及び、裁判所任命管財人の統一登録簿の作成手続を承認する。
- (3) ー裁判所任命管財人の活動規律を承認する。
- (4) ー再生支援基金の形成及び支出手続を定める。
- (5) ー一定款資本に国家の持分が含まれている倒産企業の財産の換価手続を承認する。
- (6) ー法令の定めにより、その他の権限を行使する。

第 25 条 倒産事件を管轄する国家機関の権限

- 1 倒産事件を管轄する国家機関は、
- (1) ー一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況を観察（モニタリング）する。
- (2) ー一定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し倒産事件の開始を申し立てる。
- (3) ー裁判所任命管財人の資格審査を行い、裁判所任命管財人の統一登録簿を作成する。
- (4) ー一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、裁判外再生支援の計画、裁判上の再生支援計画及び外部管財計画をまとめる。
- (5) ー一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、国家支援による裁判外再生支援及びその倒産手続を監督する。
- (6) ー裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督し、裁判所任命管財人の活動に、度重なる又は一度の重大な法令違反が判明した場合、経済裁判所に対し、当該管財人の解任を申し立てる。
- (7) ー企業の財務状況の観察（モニタリング）が行われている期間において、企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又は

その他の役職者に対し罰金を科す。

(8) 法令の定めにより、その他の権限を行使する。

2 倒産事件を管轄する国家機関に関する規程は、ウズベキスタン共和国内閣が承認する。

第 26 条 カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市²における、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所の権限

カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市における、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、以下を行う。

(1) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況の電子データベースを作成する。

(2) 倒産事件を管轄する国家機関の指示に従い、定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し、倒産事件の開始を申し立てる。

(3) 国家支援による裁判外再生支援、及び、定款資本に国家の持分が含まれている管轄区域内の企業の倒産手続を監督する。

(4) 管轄区域内の企業の倒産手続を観察（モニタリング）する。

(5) 裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督し、倒産事件を管轄する国家機関に対し、規定手続に従い裁判所任命管財人を解任する必要があることを申し立てる。

(6) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、経済裁判所所の審理に対し、裁判所任命管財人の候補者を推薦する権利を有する。

(7) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又はその他の役職者に対し罰金を科す。

(8) 法令の定めにより、その他の権限を行使する。

第 27 条 企業の経済状態に関する情報の提出義務

税務機関及び国家統計機関は、倒産兆候を発見した際、倒産事件を管轄する国家機関及びその地方事務所に対し、定款資本に国家の持分が含まれている企業に関する情報を提出し、かつ、当該国家機関の要請に応じて、当該企業の経済状況に関するその他の情報を提出しなければならない。

第 28 条 倒産手続

1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

(1) 監視

(2) 裁判上の再生支援

(3) 和議

(4) 外部管財

(5) 清算手続

2 個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

(1) 和議

(2) 清算手続

第 29 条 裁判外手続

裁判外手続として、債務者の裁判外再生支援又は通常清算（活動停止）がある。

² ウズベキスタン共和国では、タシュケント市だけが特別市とされており、州と同格である。

第2章 裁判外再生支援

第30条 裁判外再生支援の根拠

- 1 裁判外再生支援は、債務者の倒産手続の開始前に実施される。
- 2 債務者の代表者は、本法第4条の定める倒産兆候が発生した場合、債務者の発起人（社員）、債務者の経営機関又は債務者財産の所有者に対し、当該事項を書面で通知しなければならない。
- 3 債務者の発起人（社員）、債務者の経営機関、又は、債務者財産の所有者は、倒産を防止するため、債務者の倒産認定が経済裁判所に申し立てられる前に、債務者の財務健全化のための措置をとる。債務者の財務健全化のための措置は、債務者の同意に基づき、債権者又はその他の者がとることができる。

第31条 裁判外再生支援の対象及び主体

- 1 裁判外再生支援の対象は、債務者である。
- 2 裁判外再生支援の主体には、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関、及び、その他の者となることができる。

第32条 裁判外再生支援の基本的措置

- 1 裁判外再生支援の基本的措置は、以下のとおりである。
 - (1) 一 履行期を徒過した債務の全部又は一部の引受け
 - (2) 一 競争力のある製品を生産するための専門業種の変更
 - (3) 一 高度な技術を有する外部専門家の勧誘
 - (4) 一 職員の研修及び再研修
 - (5) 一 債務者の支払能力の回復及び業務の継続に利害を有する法人又は自然人からの財政支援
 - (6) 一 債務者の活動を継続するための、債務の履行期の延期及び(若しくは)分割払い化、又は、債務の一部免除を内容とする債務者及び債権者間の合意
 - (7) 一 裁判外再生支援の期間が終わるまでの、義務的支払債務又は与信契約の返済義務の履行期の延期
 - (8) 一 法人債務者の組織再編
- 2 裁判外再生支援手続は、その他の措置を含むことができる。
- 3 国家支援による裁判外再生支援は、ウズベキスタン共和国内閣から権限を付与された機関の決定に基づき実施される。
- 4 国家支援による裁判外再生支援の実施手続は、法令が規律する。
- 5 国家支援による裁判外再生支援の実施に際し、従前の口座を一時的に凍結した上、取引銀行に新たにスム³及び(又は)外国通貨の口座を開く。裁判外再生支援口座の運用手続は、本法が定める。

第33条 国家支援による裁判外再生支援の期間

国家支援による裁判外再生支援は、12ヶ月から24ヶ月までの期間、実施される。

第34条 国家支援による裁判外再生支援の終了

国家支援による裁判外再生支援は、定められた実施期間の満了又は実施が困難であると認定された時に終了することができる。

³ ウズベキスタン共和国の通貨

第3章 経済裁判所における倒産事件の審理

第35条 倒産事件の開始事由

- 1 倒産事件は、本法第6条の定めにより申立権限を有する者（機関）による申立てに基づき、債務者の所在地（居住地）を管轄する経済裁判所が開始する。
- 2 債務者の倒産事件は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の特則の定めに従い、経済裁判所が審理する。

第36条 倒産事件の参加者

- 1 倒産事件の参加者は、以下のとおりである。
 - (1) 債務者
 - (2) 裁判所任命管財人
 - (3) 本法の定める手続に従い債務者に対し債権を届け出た債権者
 - (4) 倒産事件を管轄する国家機関
 - (5) 検察官の申立てに基づいて審理される倒産事件においては、検察官
- 2 法令の定める場合、債務者の被雇用者の代表者、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者⁴、個人事業者である債務者の代理人、債権者集会（債権者委員会）の代表者及びその他の者は、倒産事件に参加することができる。

第37条 債務者による申立て

- 1 債務者による倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、法人債務者の代表者若しくは個人事業者である債務者、又は、それらの代理人が署名した書面を提出して行う。
- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - (1) 申立書が提出される経済裁判所の名称
 - (2) 債務者が争わない金銭債権の総額
 - (3) 生命・健康侵害の損害賠償額、及び、債務者の被雇用者に対して支払うべき給与と退職金の支払額
 - (4) 著作契約に基づく報酬債務額
 - (5) 義務的支払債務額
 - (6) 債権を全額弁済することができない事由
 - (7) 債務者に関し裁判所が受理した訴えについての情報、並びに、執行文書、及び、裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しを認めるその他の書面に関する情報
 - (8) 現金及び受取勘定を含む債務者の財産に関する情報
 - (9) 債務者の銀行口座番号、銀行の郵便宛先
 - (10) 添付書面一覧
- 3 債務者による倒産認定の申立書には、倒産事件の公正な処理に必要なその他の情報、及び、債務者の意見を記載することもできる。
- 4 債務者が個人事業者である場合、債務者による倒産認定の申立書には、事業活動に関連しない債務に関する情報も記載する。
- 5 債務者は、債権者及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。債務者による申立て前に、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、債務者の被雇用者の代表者が、選任（任命）された場合、申立書の写しは、当該代表者・代理人に送付される。

第38条 債務者による申立ての添付書面

- 1 債務者による倒産認定の申立書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める書面に加え、債務があること、債権を全額弁済することができないこと、債務者の申立ての根拠

⁴ 原文では、「債務者財産の所有者」であるが、注釈等にかんがみると「債務者財産の所有者の代理人」と思われる。

となるその他の事情を証明する書面を添付する。

- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の書面も添付する。
 - (1) ー法人債務者の設立文書、及び、法人又は個人事業者の国家登記に関する書面
 - (2) ー債権者及び第三債務者の一覧（受取勘定、支払勘定の説明、債権者及び第三債務者の郵便宛先の表示を含む。）
 - (3) ー直近の決算日における貸借対照表又はその代わりとなる書面
 - (4) ー債務者が個人事業者である場合、債務者の財産の構成及びその価値に関する書面
 - (5) ー債務者が経済裁判所に対し倒産認定を申し立てることに関する債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者の決議書
 - (6) ー債務者の被雇用者集会在、債務者の倒産認定の申立て前に開催され、倒産事件審理に参加するための被雇用者の代表者を選任した場合、当該集会の議事録
- 3 原本及び認証謄本のみが、本条第1項及び第2項の定める書面として認められる。

第39条 債権者による申立て

- 1 債権者による債務者の倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、書面を提出して行う。債権者が法人である場合、申立書には法人の代表者又は代理人が署名をし、債権者が個人事業者である場合、申立書には自然人又はその代理人が署名する。
- 2 債権者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - (1) ー申立書が提出される経済裁判所の名称
 - (2) ー申立人の名称（氏、名、父称）及び郵便宛先
 - (3) ー債務者の名称（氏、名、父称）及び郵便宛先
 - (4) ー申立債権者の金銭債権額及びその履行期
 - (5) ー申立債権者の債権の根拠に関する証拠（発効した判決⁵、債務者が申立債権者の債権を承認したことを証明する証拠、執行証書等）
 - (6) ー添付書面一覧
- 3 債権者による倒産認定の申立書には、倒産事件の公正な処理に必要なその他の情報、及び、債権者の意見を記載することもできる。
- 4 債権者は、債務者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

第40条 債権の合算

- 1 債権者による倒産認定の申立ては、複数の債権の総額に基づいて行うことができる。
- 2 債権者は、債務者に対する債権を合算し、一つの申立てとして、裁判所に申し立てることができる。当該申立書には、合算された債権の全債権者が署名する。

第41条 債権者による申立ての添付書面

- 1 債権者による倒産認定の申立書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める書面に加え、債務者に対する金銭債権の存在、当該債権額、債権者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面を添付する。
- 2 債権者の代理人が署名した申立書には、署名者の代理権を証明する委任状を添付する。
- 3 債権者による倒産認定の申立書には、以下の書面が存在する場合、当該書面を添付する。
 - (1) ー債務者に対する債権を審理した裁判所の判決
 - (2) ー執行文書（司法判断に基づく執行文書、債務者による引落同意書、執行証書等）又は債務者が債権を承認したことを証明する証拠

第42条 倒産事件を管轄する国家機関による申立て

- 1 定款資本にウズベキスタン共和国の持分が含まれている又は同共和国に対し債務を負っている債務者についての、倒産事件を管轄する国家機関による経済倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、書面を提出して行い、債務者の経済的破綻を証明する必要書面を添付する。

⁵ 経済訴訟法 146 条：判決は採択から1ヶ月経過後に効力を発する。

- 2 倒産事件を管轄する国家機関による申立書は、本法第 39 条及び第 41 条の定める要件に従い、経済裁判所に対し、提出される。

第 43 条 税務機関及びその他の全権機関による申立て

- 1 税務機関及びその他の全権機関が、義務的支払債務に基づき、経済裁判所に対して、債務者の倒産認定を申し立てる場合、本法第 39 条及び第 41 条の定める要件を満たさなければならない。
- 2 税務機関及びその他の全権機関による倒産認定の申立書には、法令に従い義務的支払債務を回収する措置を講じたことの証拠を添付しなければならない。

第 44 条 検察官による申立て

- 1 検察官は、以下の場合、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることができる。
 - (1) 一倒産を隠匿している兆候が判明した。
 - (2) 一債権者の利益保護のために必要である。
- 2 検察官による倒産認定の申立書は、本法第 39 条及び第 41 条の定める要件に従い、経済裁判所に対し、提出される。

第 45 条 倒産事件の開始

- 1 裁判官は、倒産認定が申し立てられた時から 5 日以内に、申立てを受理して倒産事件を開始するか⁶、申立ての受理を拒否するか⁷、又は、申立書を返却するか⁸を判断しなければならない。
- 2 裁判官は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の定める要件を満たす申立てを受理する。
- 3 裁判官は、倒産認定の申立てを受理する場合、監視開始及び一時管財人の任命の決定を出すことができる。
- 4 経済裁判所による倒産認定の申立ての受理及び倒産事件開始の決定は、経済裁判所が、債務者の所在地(居住地)を管轄する税務機関及びその他の全権機関、裁判執行官⁹に対し、送付する。法人債務者は、代表部及び支店の所在地を管轄する上記の者(機関)に対し、倒産事件開始決定の写しを送付する義務を負う。
- 5 裁判官は、本法第 5 条第 2 項の要件が満たされていない場合、倒産認定の申立ての受理を拒否する。
- 6 裁判官は、申立てが本法第 37 条ないし第 44 条の定める要件を満たさない場合、申立書を返却する。債務者の代表者に申立義務があり、申立書に本法第 38 条の定める書面が添付されていない場合、経済裁判所は、申立てを受理した上で、倒産事件審理の準備手続において不足している書面を提出するよう要求する。

第 46 条 債権の実現を保全するための措置

- 1 経済裁判所は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、ウズベキスタン共和国経済訴訟法に従い、債権の実現を保全する措置をとることができる。
- 2 経済裁判所は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める債権の実現を保全する措置に加え、裁判所任命管財人の同意を得ないで法律行為を行うことを禁止したり、有価証券、通貨その他の財産を保管のために第三者に寄託することを債務者に義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置をとることができる。
- 3 債権の実現を保全する措置は、経済裁判所が倒産手続の開始決定を出すまで、倒産を認定しない本案決定を出すまで、又は、和議の承認まで、効力を有する。

⁶ 経済訴訟法 116 条

⁷ 経済訴訟法 117 条：日本でいう訴えの却下に近い。

⁸ 経済訴訟法 118 条：日本でいう訴状却下に近い。再度の提出が認められている。

⁹ 裁判等執行法 3 条：執行官は、裁判所ではなく司法省に所属する。

- 4 経済裁判所は、本条第3項の定める事情の到来まで、債権の実現を保全する措置を取り消すことができる。
- 5 倒産事件の参加者は、経済裁判所による債権の実現の保全措置決定に対し、不服を申し立てることができる。

第47条 倒産認定の申立てを受けた債務者の意見書

- 1 債務者は、債権者、検察官、税務機関又はその他の全権機関による申立てを受理する旨の経済裁判所の決定を受領した日から5日以内に、経済裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立てに対する意見書を送付する権限、及び、申立書に記載されていない全債権者に対し、債務者についての倒産事件の開始を通知することができる。経済裁判所に送付する意見書には、意見書の写しが申立人及び倒産事件のその他の参加者に発送されたことを証明する証拠を添付しなければならない。
- 2 倒産認定の申立てに対する意見書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める情報を記載する。債務者の意見書がなくても、倒産事件の審理が妨げられることはない。

第48条 倒産事件の審理の準備

- 1 倒産事件の審理の準備は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の特則の定める手続に従い、裁判官が実施する。
- 2 裁判官は、倒産認定の申立日から10日以内に、債務者につき監視を開始するか否かを判断する。
- 3 裁判官は、債務者が債権につき異議を申し立てている場合、債務者の異議の理由を調査する。
- 4 裁判官は、定められた倒産事件審理期日の1ヶ月前までに、債務者の異議（一時管財人の申立て）の理由を調査しなければならない。
- 5 裁判官は、債務者の異議の理由の審理結果に基づき、債権登録簿に債権を記載すべきか否かの決定を出す。債務者の異議に理由が認められなかった場合、決定には、債権の額及び弁済の順位が記載される。
- 6 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の効力に影響を及ぼさない。
- 7 経済裁判所は、倒産事件の審理の準備及び倒産事件の審理に際し、債務者の財務状況を確認するために専門調査¹⁰を実施することができる。

第49条 倒産事件の審理の期日

倒産事件は、倒産認定の申立てを受理する決定が出された日から3ヶ月を超えない期日に、経済裁判所の法廷において審理されなければならない。倒産事件の審理の期日は、例外的に、2ヶ月を超えない期間で延期することができる。

第50条 倒産事件に関する司法判断

- 1 経済裁判所は、倒産事件を審理した結果に基づき、以下のいずれかの司法判断を下さなければならない。
 - (1) 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定¹¹
 - (2) 債務者の倒産不認定の本案決定
 - (3) 裁判上の再生支援の開始決定、及び、その期間の延長決定¹²
 - (4) 外部管財の開始決定、及び、その期間の延長決定

¹⁰ 経済訴訟法67条「鑑定」

¹¹ 法廷での証拠調べを経て、非公開合議室において、本案（事案）につき、裁判所が出す裁判。訴訟では、「判決」といえる。倒産法では、申立認容が、「倒産認定の本案決定」、申立棄却が、「倒産不認定の本案決定」となる。経済訴訟法18章（135条以下）参照。

¹² 合議室において、本案（事案）以外につき、裁判所又は裁判官が出す裁判で、裁判審理中に発生した問題を解決するものか、又は、本案（事案）の判断なしに、事件を終わらせるもの。倒産法では、倒産認定・不認定以外の決定は、当該決定に属する。経済訴訟法19章（151条）参照。

- (5) 倒産事件手続の終結決定
 - (6) 債務者の倒産認定の申立てに関し審理を行わない決定
 - (7) 和議の承認決定
- 2 倒産事件に関する司法判断は、本法に別段の定めがある場合を除き、直ちに、執行されなければならない。

第 51 条 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定

- 1 経済裁判所は、本法第 4 条の定める倒産兆候が認められ、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結させる事由のいずれも存在しない場合、法人債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
- 2 法人債務者の倒産認定・清算手続開始の決定書には、債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する記載、並びに、清算管財人の任命及び清算管財人の報酬に関する記載を含まなければならない。
- 3 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 4 個人事業者である債務者の倒産認定の決定書には、債務者の個人事業者としての国家登記を無効とする認定が含まれる。

第 52 条 経済裁判所の司法判断に関する情報の公開

- 1 経済裁判所による、監視、裁判上の再生支援、又は外部管財の開始の決定、倒産事件手続の終結決定、裁判所任命管財人の任命、変更又は解任の決定、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定、及び、上記決定の取消し又は変更の決定は、公報紙¹³において公告される。公報紙の発行部数、発行周期及び当該情報の公告期間、並びに、公告費用支払方法及び公告費用は、ウズベキスタン共和国内閣が決定し、利害関係人による当該情報への自由な利用を妨げるようなものであってはならない。
- 2 本法に従い公告すべき司法判断の情報は、ウズベキスタン共和国内閣の決める手続により、電子マス・メディアにより公開することができる。
- 3 裁判所任命管財人は、司法判断を受領した日から 3 日以内に、本条第 1 項の定める公報紙に対し、公告すべき情報を送付する。
- 4 公告のために送付された司法判断の情報は、受領日から 10 日以内に、公告される。
- 5 本法又は債権者集会若しくは債権者委員会の決議に別段の定めがある場合を除き、本条第 1 項の定める公告の費用は、債務者の資金より支払われる。債務者に資金がない場合、公告費用は、裁判所任命管財人が支払い、後に債務者の財産より返済される。
- 6 債務者に公告費用を返済するに十分な財産がない場合、債務者の倒産認定を申し立てた債権者が返済する。
- 7 経済裁判所が出した司法判断の情報は、その他のマス・メディアでも公開することができる。

第 53 条 倒産手続の進捗に関する情報の公開

- 1 倒産手続の進捗に関する情報は、公報紙において、公告されなければならない。
- 2 本条第 1 項の公告の費用は、本法又は債権者集会若しくは債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の財産より支払われる。債務者に公告費用を支払うに十分な財産がない場合、債権者集会又は債権者委員会の決議に従い、支払われる。
- 3 債務者の債権者数が 50 名以上又はその数が不明である場合、債務者に対する各倒産手続の開始は、公告が義務付けられる。
- 4 公告すべき情報は、債権者集会又は債権者委員会の決議に従い、その他のマス・メディアでも公開することができる。
- 5 倒産手続の進捗に関して公開される情報は、以下の事項を含まなければならない。

¹³ 行政・立法・司法の諸機関の名において発行される機関紙

- (1) 一債務者の名称（氏，名，父称）及び郵便宛先
- (2) 一司法判断を出した経済裁判所の名称，司法判断の発令日，開始された倒産手続の名称，及び，事件番号
- (3) 一任命された裁判所任命管財人の氏，名，父称及び郵便宛先
- (4) 一経済裁判所が定めた倒産事件の審理のための次回法廷期日
- (5) 一本法の定める場合におけるその他の情報

第 54 条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定

- 1 経済裁判所は，以下の場合，債務者の倒産を認定しない本案決定をする。
 - (1) 一倒産兆候が認められない。
 - (2) 一経済裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された。
 - (3) 一虚偽倒産が認定された。
- 2 経済裁判所は，本法の定めるその他の場合にも，債務者の倒産を認定しない本案決定を出すことができる。
- 3 債務者に流動資産（容易に換価できる財産）が十分であると証明された場合，経済裁判所は，債務者の申立てに基づき，債務者に対し，経済裁判所の定める期間内（30 日を超えない）に，債権を弁済するよう勧告し，倒産事件の審理を延期することができる。

第 55 条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定の効果

経済裁判所が債務者の倒産を認定しない本案決定を出すと，倒産認定の申立ての受理及び（又は）監視開始の結果，課された制限は，全て，無効になる。

第 56 条 倒産事件手続の終結事由

- 1 経済裁判所は，以下の場合，倒産事件手続を終結する。
 - (1) 一裁判上の再生支援手続中，債務者の支払能力が回復した。
 - (2) 一外部管財手続中，債務者の支払能力が回復した。
 - (3) 一和議が締結された。
 - (4) 一倒産事件に参加する全債権者が届出債権を放棄した。
 - (5) 一いずれかの倒産手続中，債権登録簿に含まれた全債権が弁済された。
- 2 経済裁判所は，法令の定めるその他の場合にも，倒産事件手続を終結することができる。

第 57 条 倒産事件手続の中断

- 1 倒産事件手続は，経済訴訟法の定める事由により，中断されることがある¹⁴。
- 2 倒産事件手続が中断しても，経済裁判所が，裁判所任命管財人の申立て，裁判所任命管財人の行為（不作為）に対する債権者等の不服，並びに，債権の額，内容及び弁済順位に関する紛争を審理することは，妨げられない。
- 3 倒産事件手続が中断した場合，経済裁判所は，本法第 50 条の定める司法判断を下すことはできない。
- 4 倒産事件手続が中断しても，経済裁判所が本法の定める決定を出すこと，並びに，裁判所任命管財人及び倒産事件のその他の参加者が本法の定める行為を履行することは，妨げられない。

第 58 条 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の負担

- 1 履行期が延期された又は分割払いとなった国家手数料，本法第 52 条及び第 53 条の定める手続に従い行われた公告の費用，並びに，裁判所任命管財人の報酬を含む裁判費用は，債務者の財産より，順位外で支払われる。
- 2 和議では，本条第 1 項の定める費用分担とは異なる分担を定めることができる。
- 3 経済裁判所が，倒産兆候がないために債務者の倒産を認定しない本案決定を出した場合，本条第 1 項の定める費用は，経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負

¹⁴ 経済訴訟法 8 章「停止」

担し、各債権者は、自己の債権額に応じて按分された費用を負担する。

- 4 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の分担は、倒産事件を審理した結果に基づき経済裁判所が出す決定において、定められる。

第 59 条 裁判所任命管財人の申立て及び債権者等の不服の審理

- 1 監視、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続の手続中、本法に基づき提出された裁判所任命管財人の申立て（債権者との紛争又は債務者との紛争に関するものを含む。）、並びに、権利及び法的利益の侵害に関する債権者の不服は、当該申立て・不服の受理日から 1 ヶ月以内に、経済裁判所が法廷において審理する。裁判所任命管財人の申立書・債権者の不服書には、審理のその他の参加者に対し申立書・不服書の写しを送付した証拠を添付しなければならない。経済裁判所は、申立て・不服を審理した結果に基づき、決定を出す。当該決定に対しては、法令の定める手続と期間に従い、不服を申し立てることができる。
- 2 本条第 1 項の定める手続に従い、以下の事項が審理される。
 - (1) 一労働契約に基づく給与及び退職金支払債権の金額及び内容に関する裁判所任命管財人と債務者の被雇用者の代表者間の紛争
 - (2) 一債権者、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人による、自己の権利及び法的利益を侵害する裁判所任命管財人の行為（不作為）に対する不服
- 3 経済裁判所の決定に対し不服を申し立てる権限を有しない者による申立て・不服、並びに、本条第 1 項及び第 2 項の定める手続に従わずなされた、又は、申立ての根拠となる証拠が添付されずになされた申立て・不服申立てについては、申立書が返却されなければならない。

第 60 条 倒産事件における紛争について経済裁判所が出した決定に対する再審理手続

- 1 倒産事件における、裁判所任命管財人の申立て、債権者等の不服（申立て）、及び、紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所が出した決定は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本条の特則の定める手続に従い、再度、審理されなければならない。
- 2 倒産事件における紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所が出した決定は、発令された時から 10 日間経過後、法的効力を発する。
- 3 倒産事件における紛争の審理に参加した者は、第二審へ不服を申し立てる権利を有する¹⁵。
- 4 本条第 1 項の経済裁判所の決定に対する第二審への不服申立ては、当該決定の発令から 10 日以内に提起され、経済裁判所に提起された時から 10 日以内に、審理されなければならない。
- 5 倒産事件における紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所の第二審が出した決定は、破棄審¹⁶や監督審¹⁷により再度審理されない。

第 61 条 債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合の倒産手続の特則

- 1 経済裁判所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合、倒産事件を管轄する国家機関に対し、倒産事件の開始を通知しなければならない。
- 2 倒産事件を管轄する国家機関は、通知を受領した日から 2 週間以内に、経済裁判所に対し、裁判外再生支援の実施の可否についての決定を伝える。
- 3 裁判外再生支援の実施に債権者が合意する場合、倒産事件は終結する。
- 4 裁判外再生支援の実施に債権者が合意しない場合、本法の定める手続に従い、倒産事件の審理が行われる。

¹⁵ 経済訴訟法 21 章 172 条（156 条以下）参照

¹⁶ 経済訴訟法 22 章（173 条以下）参照

¹⁷ 経済訴訟法 23 章（192 条以下）参照

第4章 監視

第62条 監視の開始

倒産事件の開始に際し、裁判所が倒産認定の申立てを受理した日から、監視が行われる。ただし、本法に基づき、債務者に対して他の倒産手続が適用されなければならない場合を除く。経済裁判所は、倒産事件を開始する場合、申立受理決定に、監視開始を示す。

第63条 監視開始の効果

- 1 監視開始の時から、以下の効果が生じる。
 - (1) 一財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、労働債務、著作契約に基づく報酬支払債務、扶養料支払債務、生命・健康侵害の損害賠償債務及び精神的損害賠償債務の履行に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発している場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。倒産認定の申立てを受理する経済裁判所の決定は、執行文書の執行の停止事由となる。
 - (2) 一法人から脱退することに伴った法人債務者の発起人（社員）の持分払戻請求権が債務者の財産から弁済されることは禁止される。
 - (3) 一発行された有価証券に関し配当金やその他の支払いをすることは禁止される。
 - (4) 一相殺による債務者の金銭債務の消滅は、本法第134条及び第169条の定める弁済順位に反する場合、許されない。
- 2 債務者の財産から金銭を受ける請求権は、本法の定める債権届出手続に従う場合に限り、行使が認められる。

第64条 監視手続中における、債務者の権利の制限

- 1 監視手続の開始は、債務者の代表者及びその他の経営機関の解任事由ではなく、代表者及びその他の経営機関は、本条第2項及び第3項の定める制限の下、自己の権限を行使し続ける。
- 2 債務者の経営機関は、一時管財人の書面による同意を得た場合に限り、以下の法律行為を行うことができる。
 - (1) 一不動産の賃貸、不動産への担保権設定、又は、不動産に関するその他の処分
 - (2) 一その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分
 - (3) 一消費貸借による貸付・借入¹⁸、信用の授受¹⁹、第三者債務の保証²⁰及び銀行保証²¹、債権譲渡²²、債務引受²³、並びに、債務者の財産の委託管理契約²⁴の締結
- 3 債務者の経営機関は、以下の決定をする権限を有しない。
 - (1) 一債務者の組織変更²⁵（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算
 - (2) 一法人設立及び他の法人への参加
 - (3) 一代表部創設又は支店開設²⁶
 - (4) 一債務者の発起人（社員）に対する配当金支払い、又は、利益（収入）の分配
 - (5) 一株式の発行を除く、債券又はその他の証券の発行
 - (6) 一株主からの発行済株式の取得

第65条 一時管財人の任命

- 1 一時管財人は、債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から、経

¹⁸ 民法732条「消費貸借契約」以下

¹⁹ 民法744条「与信契約」以下

²⁰ 民法292条「保証契約」以下

²¹ 民法299条「銀行保証」以下

²² 民法313条「債権譲渡の原因と手続」以下

²³ 民法322条「債務引受」以下

²⁴ 民法849条「財産の信託管理契約」以下

²⁵ 民法49条「法人の組織変更」

²⁶ 民法47条「代表部および支店」

濟裁判所が任命する。

- 2 一時管財人を任命する經濟裁判所の決定書には、管財人の報酬額及びその支払方法を定めなければならない。
- 3 一時管財人の報酬額は、債権者集会の決議に基づき、經濟裁判所が変更することができる。
- 4 一時管財人は、經濟裁判所に対し、自己の解任を申し立てることができる。
- 5 經濟裁判所は、一時管財人による自己の解任申立てを認める場合、債権者が推薦する候補者の中から新しい一時管財人を任命する。經濟裁判所は、債権者が一時管財人の候補者を推薦しない場合、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から一時管財人を任命する。従前の一時管財人は、新しい一時管財人が任命されるまで、任務を継続する。

第 66 条 一時管財人の権限

- 1 一時管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 一經濟裁判所に対し、自己の名において、法令の定める要件に違反して債務者が締結又は履行した法律行為についての無効認定、及び、無効な法律行為に対する無効効果の適用を申し立てる。
 - (2) 一本法第 63 条の定める場合、監視期間中の債権の請求に対し異議を申し立てる。
 - (3) 一債権に対する債務者の異議の理由を判断する裁判官による審理に参加する。
 - (4) 一本法第 64 条には定められていない法律行為につき一時管財人の同意を得ずに履行することの禁止、保管のための第三者への財産寄託²⁷及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、經濟裁判所に対し申し立てる。
 - (5) 一經濟裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。
 - (6) 一債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。
- 2 一時管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 3 債務者の経営機関は、一時管財人の請求により、当該管財人に対し、債務者の活動に関するあらゆる情報を提供しなければならない。

第 67 条 一時管財人の義務

- 1 一時管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 一債務者の財産を保全する措置をとる。
 - (2) 一債務者の財務状況を分析する。
 - (3) 一債権者を明らかにして債権登録簿を作成し、債権者に対し債務者につき監視手続が開始されたことを通知する。
 - (4) 一第一回債権者集会を招集し、開催する。
- 2 一時管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 3 一時管財人は、監視の終了に際し、經濟裁判所の法廷期日の 5 日前までに、經濟裁判所に対し、自己の活動に関する報告及び債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見、及び、本法第 10 条の定める書面を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならない。

第 68 条 監視開始の通知

- 1 一時管財人は、任命から 3 日以内に、本法第 52 条の定める手続に従い、債務者についての監視開始に関する情報を、公報紙において公告するために送付しなければならない。
- 2 一時管財人は、監視開始の公告日から 10 日以内に、判明している全債権者（労働債権者を除く）に対し、經濟裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならない。
- 3 債務者の代表者は、債務者の被雇用者、発起人（社員）又は債務者財産の所有者に対し、經濟裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならない。
- 4 債権者（労働債権者を除く。）に対しては、債権者が当知を受領した日を確認できるよう

²⁷ 民法 875 条「寄託」以下

な方法で通知する。

- 5 労働債権者に対しては、被雇用者総会を招集し開催して通知する。
- 6 債務者の発起人（社員）に対しては、発起人総会を招集して通知するか、又は、法令若しくは設立文書に基づき発起人総会を招集する権利を有する法人の経営機関に対し、債務者についての監視開始に関する情報を送付して通知する。
- 7 監視開始の通知は、以下の情報を含まなければならない。
 - (1) 一債務者の名称（氏、名、父称）及び郵便宛先
 - (2) 一債務者につき監視開始の決定を出した経済裁判所の名称、決定の発令日及び倒産事件番号
 - (3) 一任命された一時管財人の氏、名、父称及び郵便宛先
 - (4) 一経済裁判所が定めた倒産事件の審理のための法廷の日時及び場所
 - (5) 一通知発送者（一時管財人又は債務者の代表者）の裁量によるその他の情報

第 69 条 債務者の財務状況の分析

- 1 債務者の財務状況の分析は、裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬を抛出するに十分な財産が債務者にあるか、及び、債務者の支払能力が回復する可能性があるかを判断するために行われる。
- 2 一時管財人は、財産目録作成の結果及び所有権国家登記証書の検討を含めた財務状況の分析に基づき、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見をまとめ、今後の倒産手続の妥当性について意見を述べる。
- 3 財務状況の分析の結果、債務者が裁判費用を抛出する十分な財産を有しないと認められた場合、債権者は、裁判費用の負担先を定めた場合に限り、経済裁判所に対し、外部管財の開始を申し立てることができる。

第 70 条 債権額の確定

- 1 債権者は、第一回債権者集会に参加するため、監視開始が公報紙に公告されてから 30 日以内に、債務者に対する自己の債権を届け出ることができる。債権は、経済裁判所、債務者及び一時管財人に対し、債権の根拠となる司法判断又はその他の書面を添付して送付される。
- 2 債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、債権確定事由のある債権につき異議を申し立てることができる。
 - (1) 一債権者が債権確定事由として提出した司法判断を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する若しくはその執行の方法及び手続を変更する司法判断があり、法的効力を発している。
 - (2) 一債権者が債権確定事由として提出した書面（債務承認書、執行証書等）を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する書面がある。
 - (3) 一債権者が債権確定事由として提出した書面に定める債務の弁済期、弁済方法及び弁済条件を変更する合意が、債務者と債権者との間で締結された。
 - (4) 一債務者が、債務を全部又は一部弁済した。
 - (5) 一届出債権につき、義務を負う者の変更に関する証拠がある。
- 3 債務者が債務を承認したことを証明する書面が債権の証拠として提出され、かつ、一時管財人が、承認が他の債権者の権利及び法的利益を侵害している、及び（又は）理由のないものであると信じるに十分な事由がある場合、一時管財人は、経済裁判所に対し、本法に基づき認められる債権ではあるが、当該債権につき、異議を申し立てることができる。
- 4 債務者及び一時管財人は、債権の届出を受けた時から 1 週間以内に、経済裁判所に対し、当該債権につき異議を申し立てることができる。異議の出された債権は、経済裁判所の法廷において、審理される。経済裁判所は、審理の結果に基づき、債権登録簿に当該債権を記載するか否かについて決定を出す。債務者又は一時管財人が上記期間内に異議を申し立てなかった債権は、債権者が届け出た金額で、債権登録簿に記載される。
- 5 債権が、根拠がない、又は、証拠により証明されていないと認められた場合、当該債権

の届出は返却されなければならない。当該債権は、後の倒産手続実施中に届け出ることができる。

第71条 第一回債権者集会の招集

- 1 一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、判明した全債権者、債務者の被雇用者の代表者、及び、第一回債権者集会に参加する権利を有するその他の者（機関）に対し、開催日程を通知する。第一回債権者集会の通知は、本法第11条の定める手続に従い、一時管財人が行う。第一回債権者集会は、経済裁判所の第一回法廷期日の10日前までに、開催されなければならない。第一回法廷期日は、申立受理決定において定められる。
- 2 本法第70条第1項の定める手続に従い債権を届け出て、債権登録簿に記載された債権者は、第一回債権者集会に参加し、議決権を行使する。
- 3 債務者の発起人（社員）の代表者、債務者財産の所有者の代理人及び債務者の被雇用者の代表者は、第一回債権者集会に参加し、発言することができる。これらの者の欠席は、第一回債権者の無効事由とならない。

第72条 第一回債権者集会の審議事項

以下の決議の採択は、第一回債権者集会の権限に属する。

- (1) 一 経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始の申立て
- (2) 一 経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続の開始の申立て
- (3) 一 債権者委員会の委員数及び委員の選任
- (4) 一 再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人の候補者の容認
- (5) 一 本法の定めるその他の事項

第73条 第一回債権者集会による裁判上の再生支援開始の申立ての決議

- 1 裁判上の再生支援開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、裁判上の再生支援の予定期間、及び、容認した債務弁済計画表を含まなければならない。
- 2 裁判上の再生支援開始を申し立てる決議をした第一回債権者集会は、経済裁判所に対し、一時管財人の解任を申し立てることができる。債権者集会は、申立てにおいて、再生支援管財人の候補者を推薦することができる。

第74条 第一回債権者集会による外部管財開始及び債務者の倒産認定・清算手続開始の申立ての決議

- 1 外部管財開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、外部管財の予定期間、外部管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。
- 2 債務者の倒産認定・清算手続開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、清算手続の予定期間、清算管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。

第75条 監視の終了

- 1 経済裁判所は、本条に別段の定めがある場合を除き、第一回債権者集会の決議に基づき、債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援開始若しくは外部管財開始を決定し、又は、和議を承認し倒産事件手続を終結する²⁸。
- 2 第一回債権者集会が、どの倒産手続についても適用を決議しなかった場合、又は、本法第10条の定める期間内に、経済裁判所に対し、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、本条に別段の定めがある場合を除き、倒産兆候が存在するのであれば、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
- 3 第一回債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てることを決議した場合、又は、経済裁判所に対し、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、発起人（社員）、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第

²⁸ 原文ママ。

三者の申立てに基づき、申立人が債務弁済計画表に基づく債務者の債務を保証・担保することを条件に、裁判上の再生支援を開始する決定を出すことができる。

- 4 再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人の任務は、全て、これらの管財人が任命されるまで、一時管財人の任務を遂行してきた者が行う。
- 5 監視は、経済裁判所による債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援開始、外部管財開始、又は、和議承認の時点で、終了する。

第5章 裁判所の再生支援

第76条 裁判上の再生支援の申立て

- 1 債務者、債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者、及び、第三者は、監視手続中、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求める、又は、直接、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申し立てることができる。
- 2 債務者による裁判上の再生支援開始の申立書には、裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画及び債務弁済計画表を添付しなければならない。
- 3 債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求めた者は、債権者に対し、申立書及び添付書面の内容を知る機会を与えるため、債権者集会開催日の2週間前までに、一時管財人に対し、当該書面を提出しなければならない。
- 4 発起人（社員）又は債務者財産の所有者による裁判上の再生支援開始の申立書には、再生支援計画、債務弁済計画表、債権者集会に対し裁判上の再生支援開始を求める決議に賛成した発起人（社員）のリストを含む発起人（社員）総会の議事録、及び、申立人が、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の書面を添付しなければならない。
- 5 第三者による裁判上の再生支援開始の申立書には、債務弁済計画表及び当該第三者が債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の証拠を添付しなければならない。
- 6 複数の者が、債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求める場合、各人の保証・担保に関しては、それらの者の間の合意により決定される。

第77条 債務弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保

- 1 債務弁済計画表に従った債務者による債務の履行は、法令の定める方法により、保証・担保することができる。
- 2 債務弁済計画表を履行する債務者の債務は、経済裁判所が裁判上の再生支援開始の決定を出した時から、保証・担保されたとみなされる。
- 3 保証・担保の合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面による。当該合意は、債権者側においては、債権者集会（債権者委員会）の代表者が署名し、経済裁判所の職権により裁判上の再生支援が開始された場合は、一時管財人が署名する。もう一方の当事者側は、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する者（以下、「保証人・担保設定者」という。）が署名する。
- 4 保証・担保の額は、裁判上の再生支援開始の事案を検討する債権者集会の開催前の直近の決算日の貸借対照表に記録されている債務者の債務額を、20%以上超えるものでなくてはならない。
- 5 所有権及びその他の物権の形態で債務者に属する財産（財産権を含む）は、保証・担保の目的物とすることはできない。
- 6 債務弁済計画表の変更又は債務者に関する新しい倒産手続の開始は、保証・担保を終了させる事由とはならない。

第78条 裁判上の再生支援開始手続

- 1 裁判上の再生支援は、本法第75条第3項の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始する。
- 2 経済裁判所の裁判上の再生支援開始決定は、裁判上の再生支援の期間、経済裁判所が承認した債務弁済計画表、保証人・担保設定者、保証・担保の額及び形態に関する情報、並びに、再生支援管財人の任命及びその報酬を示さなければならない。
- 3 経済裁判所の裁判上の再生支援開始決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 4 裁判上の再生支援は、24ヶ月を超えない期間実施され、当該期間は、保証人・担保設定者による弁済のために、経済裁判所が最長で6ヶ月延長することができる。

第79条 裁判上の再生支援開始の効果

- 1 債務者の経営機関は、裁判上の再生支援実施中、本章の定める制限の下、その権限を行

使用する。

- 2 裁判上の再生支援開始時に、以下の効果が生じる。
 - (1) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。
 - (2) 債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課すことができる。
 - (3) 裁判上の再生支援開始時まで発生した金銭債務及び義務的支払債務の不履行又は不適切な履行につき、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁（金融制裁）は加算されず、また、支払われるべき利息も生じない。
- 3 債務弁済計画表に従い弁済を受ける金銭債権及び（又は）義務的支払債権について、利息は、ウズベキスタン共和国民法第 327 条の定める手続及び利率に基づき発生する。利息は、経済裁判所が裁判上の再生支援開始決定を出した時から、債権者の債権が弁済される時まで、発生する。債権が弁済されなかった場合においては、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定時まで、発生する。
- 4 債務者の代表者による再生支援計画の不履行若しくは不適切な履行に関する情報、又は、債務者、債権者若しくは保証人・担保設定者の権利若しくは法的利益を侵害する債務者の代表者の行為（不作為）に関する情報を含む、債権者集会、保証人・担保設定者、又は、再生支援管財人からの申立てに基づき、経済裁判所は、債務者の代表者を解任することができる。この場合、経済裁判所は、債務者の代表者の任務を再生支援管財人に行わせることができる。経済裁判所は、債務者の代表者を解任する決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 5 債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者は、債権者集会又は債権者委員会の同意なくして、債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算を決定することはできない。債務者も、債権者集会又は債権者委員会の同意なくして、以下の法律行為を行うことはできない。
 - (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限責任会社若しくは補充責任会社の定款資本（定款資本金）への不動産の出資、又は、不動産に関するその他の処分
 - (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の 10%以上を占める財産の処分
 - (3) 消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者の財産の委託管理契約の締結
 - (4) 法令の定める手続に従い再生支援管財人又は債権者に利害関係を生じる行為
- 6 再生支援管財人及び債権者は、法令の定める手続に従い、債務者の法律行為の無効認定を求める権利を有する。

第 80 条 再生支援管財人

- 1 再生支援管財人候補者は、債権者集会又は保証人・担保設定者が、経済裁判所に対して推薦する。
- 2 再生支援管財人は、裁判上の再生支援開始時から、その完了時まで、又は、期間満了前の中止時まで、任務を遂行する。
- 3 経済裁判所は、再生支援管財人本人からの申立て、又は、債権者集会若しくは保証人・担保設定者からの申立てに基づき、及び、本法の定めるその他の場合、再生支援管財人を解任することができる。再生支援管財人を解任し、同時に新しい再生支援管財人を任命する経済裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 4 裁判上の再生支援中に債務者の支払能力が回復し、倒産事件手続が終結すると、再生支援管財人の権限も終了する。
- 5 経済裁判所が、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、再生支援管財人とは別の者を外部管財人又は清算管財人に任命した場合、再生支援管財人は、外部管財人又は清算管財人に業務を引き継ぐまで、任務を続行する。

第 81 条 再生支援管財人の権限

- 1 再生支援管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 一債務者の代表者に対し、現在の債務者の活動に関する情報、並びに、再生支援計画に定められている施策の実施及び債務弁済計画表の履行経過に関する情報を要求する。
 - (2) 一債務者の代表者に対し、債権弁済のための資金を、遅滞なく、かつ、全額、支払用口座に振り替えるよう要求する。
 - (3) 一債務者が財産目録を作成する場合、その作成に参加する。
 - (4) 一共益費を遅滞なく支払うよう債務者を監督する。
 - (5) 一本法第 79 条第 5 項の定める場合、債務者が行った法律行為及び決定に同意を出し、当該法律行為及び決定に関する情報を債権者に提供する。
 - (6) 一本法第 59 条及び第 70 条の定める場合、同条の定める手続に従い、債権の確定若しくは債権確定事由の確認に関する債務者の行為、又は、債権の審議に関する債務者の不作為につき、経済裁判所に対し、不服を申し立てる。
 - (7) 一本法第 79 条第 4 項の定める場合、経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。
 - (8) 一保管のための第三者への財産寄託及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、経済裁判所に対し申し立てる。
- 2 再生支援管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

第 82 条 再生支援管財人の義務

- 1 再生支援管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 一債権登録簿を管理する。
 - (2) 一本法第 12 条の定める場合、債権者集会を招集する。
 - (3) 一債務者が提出する再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、当該報告書に対する意見を債権者集会に提出する。
 - (4) 一債権者集会及び債権者委員会に対し、裁判上の再生支援の実施経過に関する情報を提供し、企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合には、倒産事件を管轄する国家機関に対し、当該情報を提供する。
- 2 再生支援管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。

第 83 条 再生支援計画及び債務弁済計画表

- 1 債務者の代表者、債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者が作成した再生支援計画は、債務弁済計画表記載の債権を弁済するために必要な資金を、再生支援手続中調達する方法を定めなければならない。再生支援計画は、債権者集会の承認を得なければならない。
- 2 再生支援計画は、企業（営業）又は債務者財産の一部の売却を定めることができる。企業（営業）又は債務者財産の一部の売却は、本法第 110 条及び第 111 条の定める手続に従い、実施される。
- 3 債務弁済計画表は、全債権者に対する債務の弁済を定めなければならない。債務弁済計画表は、経済裁判所の承認を得なければならない。
- 4 裁判上の再生支援手続中に発生した債権は、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める手続に従い、弁済される。
- 5 債務者は、債務弁済計画表の期間より前に、債務を弁済することができる。

第 84 条 債務弁済計画表の変更

- 1 債務者は、債務弁済計画表を履行することができない場合（定められた期日に及び（又は）定められた金額で、債務を弁済することができない場合）、履行期の到来から 2 週間の間、債権者に対し、債務弁済計画表の変更を容認するよう申し立てることができる。申立書の写しは、再生支援管財人に対して、提出される。再生支援管財人は、当該申立てに基づき、申立書の写しを受領した時から 2 週間以内に、債権者集会を招集する。債権者集会は、債務弁済計画表を変更する決議をした場合、経済裁判所に対し、債務弁済計画表変更

の承認を申し立てることができる。

- 2 倒産事件の開始について適時に通知を受けず、経済裁判所により債務弁済計画表が承認された後に加わった債権、又は、監視手続中に履行期が到来した債権は、経済裁判所の決定により、債務弁済計画表に組み入れられる。
- 3 経済裁判所は、債権登録簿に記載されている債権に関してのみ債務弁済計画表を変更する決定を出すことができる。

第 85 条 裁判上の再生支援の期間満了前完了

- 1 経済裁判所が定めた裁判上の再生支援期間の満了前に、債務者が債務弁済計画表に記載されている全債権を弁済した場合、債務者の代表者は、本法第 87 条の定める手続に従い、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の期間満了前完了に関する報告書（以下「期間満了前完了の報告書」という。²⁹⁾を提出する。債務者の代表者による期間満了前完了の報告書及び債権者の不服は、経済裁判所が法廷において審理する。
- 2 再生支援管財人は、債務弁済計画表に記載されていた全債権者に対し、債務者の代表者が提出した期間満了前完了の報告書を審理する裁判法廷の日時及び場所を、法令の定める手続に従い通知しなければならない。
- 3 経済裁判所は、期間満了前完了の報告書及び債権者の不服を審理した結果に基づき、
 - (1) 一未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、期間満了前完了の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する。
 - (2) 一未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認める場合、期間満了前完了の報告書を承認しない。
- 4 経済裁判所は、期間満了前完了の報告書を承認し、倒産事件の手続を終結する決定、又は、当該報告書を承認しない決定を出す。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第 86 条 裁判上の再生支援の期間満了前の中止

- 1 裁判上の再生支援の期間満了前の中止の事由は、以下のとおりである。
 - (1) 一債務者が、裁判上の再生支援手続中、債務弁済計画表の定める履行期を繰り返し、又は、大幅に（1ヶ月以上の期間）徒過した。
 - (2) 一債務者が債務弁済計画表を履行できるような状況にないことを、明確に示す事情がある。
- 2 再生支援管財人は、経済裁判所に対し裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを審議するために、本条第 1 項の定める事由が発生した時から 2 週間以内に、自らの発議により、又は、債権者委員会の決議に基づき、債権者集会を招集しなければならない。
- 3 債務者の代表者は、債権者集会に対し、債務弁済計画表及び再生支援計画の実施結果に関する報告書を提出しなければならない。当該報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、損益計算書、弁済債権額を記載した債権登録簿、及び、債権の弁済を証明する書面を添付しなければならない。再生支援管財人は、債務者の代表者による当該報告書の提出と同時に、債権者集会に対し、当該報告書に対する自己の意見を提出する。
- 4 債権者集会は、債務者の代表者の報告書及び再生支援管財人の当該報告書に対する意見を審議した結果に基づき、経済裁判所に対し外部管財開始又は債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てる決議をすることができる。債権者集会による申立書には、債権者集会の議事録の写し、及び、債権者集会の決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者の不服書を添付する。
- 5 経済裁判所は、債権者集会の申立てに基づき、外部管財開始決定、又は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第 87 条 裁判上の再生支援の完了

²⁹⁾ 原文は省略していない。

- 1 債務者の代表者は、定められた裁判上の再生支援期間の満了の15日前までに、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の実施結果に関する報告書（以下「実施結果報告書」という。³⁰⁾を提出しなければならない。実施結果報告書には、債務者の直近の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額及び当該債権の弁済を証明する書面を記載した債権登録簿³¹⁾、実施結果報告書に対する再生支援管財人の意見、並びに、債権が弁済されなかった債権者の不服書を添付しなければならない。実施結果報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する。
- 2 再生支援管財人は、債務弁済計画表に記載されていた全債権者に対し、実施結果報告書を審理する法廷の日時及び場所を、法令の定める手続に従い通知しなければならない。
- 3 経済裁判所は、実施結果報告書及び債権者の不服書の審理の結果に基づき、
 - (1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、実施結果報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。
 - (2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、実施結果報告書を承認しない。
- 4 経済裁判所は、実施結果報告書を承認しない場合、外部管財開始決定、又は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第88条 保証人・担保設定者による義務履行

- 1 保証人・担保設定者に対し義務履行を請求する債権者の権利は、経済裁判所が、裁判上の再生支援を中止又は完了する決定を出した時から発生する。保証人・担保設定者に対する請求は、債権者集会（債権者委員会）の代表者又は再生支援管財人が行う。
- 2 保証人・担保設定者が義務を履行した結果得られた資金は、債権者への支払用の債務者の口座に繰り入れられる。債権者への支払いは、本法の定める手続に従い、債務者が行う。
- 3 再生支援管財人は、債務弁済の証拠が提出され次第、債権登録簿にそれに応じた記載を行う。

第89条 保証・担保より発生した義務履行の結果に関する報告

- 1 再生支援管財人は、債権者への支払いの完了、又は、経済裁判所の定める債権弁済期間満了に際し、経済裁判所に対し、保証人・担保設定者による義務履行の結果に関する報告書を提出しなければならない。再生支援管財人の報告書及び債権者の不服は、経済裁判所が法廷において審理する。当該報告書の要件、並びに、提出手続及び審理手続は、本法第116条及び117条が定める。
- 2 経済裁判所は、再生支援管財人の報告書及び債権者の不服を審理した結果に基づき、
 - (1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。
 - (2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認せず、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第90条 保証人・担保設定者の義務不履行の効果

- 1 保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができず、かつ、外部管財を開始する事由がない場合、経済裁判所は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す。
- 2 保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができなかった場合、保証人・担保設定者は、法令に従い、債権者に対し、債務者の債務につき連帯責任又は補充責任を負う。

³⁰⁾ 原文は省略していない。

³¹⁾ 原文では「弁済債権額及び当該債権の弁済を証明する書面を記載した債権登録簿」とされているが、「弁済債権額を記載した債権登録簿及び債権の弁済を証明する書面」を意味するとの説明を受けた。

第6章 外部管財

第91条 外部管財開始手続

- 1 外部管財は、債務者の支払能力が回復する現実的可能性が認められる場合、債権者集会の申立てに基づき、又は、定款資本に国家の持分が含まれている企業については、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が開始する。
- 2 経済裁判所の外部管財開始決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、法令の定める期間内、不服を申し立てることができる。
- 3 外部管財は、本法に別段の定めがある場合を除き、12ヶ月から24ヶ月までの期間、実施される。裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、合計して36ヶ月を超えてはならない。
- 4 経済裁判所は、債権者集会の申立て、倒産事件を管轄する国家機関の決定又は外部管財人の申立てに基づき、定められた外部管財期間を、本条第3項の定める期間内で延長又は短縮することができる。

第92条 外部管財開始の効果

- 1 外部管財が開始した時から、以下の効果が生じる。
 - (1) 債務者の代表者は解任され、債務者の経営事項は外部管財人が取り扱う。外部管財人は、債務者の代表者の労働契約の終了又は他の任務への異動命令を出さなければならない。
 - (2) 債務者の経営機関の権限は終了する。債務者の代表者及び債務者の他の経営機関の権限は、本法の定めによりその他の者（機関）に移管される権限を除き、外部管財人に移管される。債務者の経営機関は、外部管財人の任命から3営業日以内に、外部管財人に対し、当該法人の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
 - (3) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。
 - (4) 債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課すことができる。
 - (5) 本法第93条の定める場合を除き、金銭債権及び（又は）義務的支払債権に対し、モラトリアムが開始される。
- 2 外部管財完了に際し、金銭債務又は義務的支払債務に基づいて債務者が債権者に支払わなければならない違約罰（違約金、遅延利息）及び損害賠償金は、外部管財開始時の金額で請求できる。

第93条 債権弁済に対するモラトリアム

- 1 債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務に適用される。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 2 本条第1項の定める金銭債務及び（又は）義務的支払債務については、モラトリアムの有効期間内においては、
 - (1) 執行文書、及び、裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しを認めるその他の書面による回収が禁じられる。
 - (2) 金銭債務及び（又は）義務的支払債務の不履行又は不適切な履行に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁（金融制裁）、利息は発生しない。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 3 金銭債権及び（又は）義務的支払債権については、外部管財開始時の金額に対し、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める手続及び金額で、利息が発生する。この利息は、外部管財開始日から、経済裁判所が特定順位の債権者に対する支払いの開始決定を出す日まで、又は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す日まで、当該特定順位の債権者に対し発生する。発生した利息は、債務の元本と同時に債権者に支払われなければならない。
- 4 モラトリアムは、外部管財人が本法第102条に基づいて契約の履行を拒絶したことによ

り発生する損害賠償請求権にも適用される。

- 5 本条第 2 項及び第 3 項の規定は、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務には適用されない。
- 6 モラトリアムは、労働法関係から発生する個人の請求権、個人の扶養料支払請求権及び著作契約に基づく個人の報酬支払請求権には適用されない。また、法令の定める手続に従い発生する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権にも適用されない。

第 94 条 外部管財人候補者の推薦手続

- 1 経済裁判所に対し外部管財開始を申し立てる決議をした債権者集会は、外部管財人の候補者を容認する。
- 2 外部管財人の候補者は、各債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が債権者集会に推薦することができる。
- 3 本法第 13 条の定める債権者集会の議決方法に基づいて最も多い投票数を獲得した候補者が、経済裁判所に推薦される。
- 4 経済裁判所が債権者集会の決議なしに外部管財を開始した場合、債権者集会は、経済裁判所が外部管財開始決定を出した時から 3 週間の間、外部管財人の候補者を検討、承認及び推薦することができる。
- 5 債権者集会が外部管財人の候補者を推薦しない場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦した候補者の中から外部管財人を任命する。

第 95 条 外部管財人の任命

- 1 外部管財人は、外部管財の開始と同時に、経済裁判所が任命する。
- 2 外部管財の開始と同時に外部管財人を任命できない場合、経済裁判所は、外部管財の開始から 1 ヶ月以内に、外部管財人を任命する。
- 3 外部管財人の任命については、経済裁判所が決定を出す。
- 4 外部管財人の任命決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第 96 条 外部管財人の解任

- 1 経済裁判所は、以下の場合、外部管財人を解任できる。
 - (1) 外部管財人が任務を遂行せず又は不適切に遂行した場合に、債権者集会が解任を決議した。この場合、債権者集会の決議は、新しい外部管財人の候補者に関する情報を含まなければならない。
 - (2) 倒産事件を管轄する国家機関が解任を決定した。
 - (3) 外部管財人本人が解任を申し出た。
 - (4) 本法第 18 条の定める外部管財人の任命を妨げる事情が判明した。
 - (5) 法令の定めるその他の場合
- 2 経済裁判所による外部管財人の解任決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

第 97 条 外部管財人の権限

- 1 外部管財人は、代表者の権能を行使する。
- 2 外部管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。
 - (2) 本法第 101 条の定める制限の下で債務者の財産を処分する。
 - (3) 債務者の名において、和議を締結する。
 - (4) 本法第 22 条に基づき、報酬を受ける。
 - (5) 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、本法又は債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より報酬を支払う。

- (6) 一経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。
- (7) 一本法第 102 条の定める手続に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。
- 3 外部管財人は、任務の遂行に際し、債務者を倒産に至らせたことに関連し、法令に基づき債務者の金銭債務につき補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及することができる。
- 4 外部管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

第 98 条 外部管財人の義務

- 1 外部管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 一債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成する。
 - (2) 一第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
 - (3) 一外部管財の実施及び債権者への支払いのために特別口座を開設する。
 - (4) 一外部管財計画を作成し、承認を得るために債権者集会(債権者委員会)に提出する。
 - (5) 一帳簿、統計報告書、及び決算報告書を作成する。
 - (6) 一定められた手続に従い、債務者に届けられた債権に異議を申し立てる。
 - (7) 一債務者の債権を回収するための措置をとる。
 - (8) 一債権登録簿を管理する。
 - (9) 一外部管財計画実施の経過及び結果の報告書を債権者集会に提出する。
- 2 外部管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。

第 99 条 債権者による届出

- 1 債権者は、外部管財の効力がある期間中、何時でも、債務者に対する債権を届け出ることができる。債権は、外部管財人宛で、債務者の郵便宛先に送付される。本条第 4 項に基づいて確定されたと認められる債権は、外部管財人に対し、当該債権を確定できるだけの書面を添付して送付される。
- 2 外部管財人は、届け出られた債権を審理し、審理の結果に基づき、届出を受けてから 2 週間以内に、債権登録簿に記載する。外部管財人は、債権の届出を受けてから 1 ヶ月以内に、当該債権の債権者に対し、審理の結果を通知する。
- 3 債権者は、通知受領から 1 ヶ月以内に、倒産事件を審理している経済裁判所に対し、外部管財人の審理結果について異議を申し立てることができる。
- 4 本条第 3 項の定める期間内に異議が出された債権は、外部管財人が決定したとおりの債権の額、内容及び弁済順位にて確定されたとみなされる。

第 100 条 債権者の異議の審理

- 1 債権者が、本法第 99 条の定める期間内に、外部管財人が決定した債権の額、内容及び弁済順位について申し立てた異議は、異議が受領された日から 1 ヶ月以内に、経済裁判所が審理する。
- 2 経済裁判所は、債権者の異議を審理した結果に基づき決定を出し、当該決定には、異議に理由があると認められた場合、債権の額、内容及び弁済順位が記載される。
- 3 経済裁判所が債権者の異議を審理した結果に基づき出した決定に対しては、不服を申し立てることができる。倒産事件の範囲内において、債権者の異議の審理の際に出された決定及びその他の司法判断は、他の手続における債権の審理に際し、先例としての拘束力を有する。
- 4 債務者の被雇用者の代表者が、労働契約に基づいて働いている者の給与及び退職金支払請求権の金額及び内容について申し立てた異議も、本条の定める手続に従い、審理される。

第 101 条 債務者の財産の処分

- 1 債務者財産の所有者又は設立文書により権限を付与された機関は、本法の定める場合を除き、債務者の財産の処分を決定することも、財産処分に関する外部管財人の権限を制限することもできない。

- 2 重要な法律行為又は利害関係が生じる法律行為は、本法又は外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、外部管財人が行う。
- 3 重要な法律行為とは、不動産の処分、又は、契約締結時の簿価が債務者の全資産の簿価の10%を超えるその他の財産の処分に関する法律行為をいう。
- 4 利害関係が生じる法律行為とは、当事者が、外部管財人又は債権者の利害関係人にあたる法律行為をいう。

第102条 債務者が締結した契約の履行拒絶

- 1 外部管財人は、外部管財開始時から3ヶ月間、倒産事件開始前に債務者が締結した契約の履行を拒絶することができる。
- 2 契約の履行拒絶は、以下のいずれかの事情が存在する場合において、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
 - (1) 契約の履行により、類似する状況の下で締結された同種の契約と比較し、債務者に対し損害が生じる。
 - (2) 契約が長期（契約期間が1年以上）である、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
- 3 契約の履行拒絶は、債務者の支払能力の回復を妨げる他の事情が存在する場合も、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
- 4 本条第2項及び第3項の定める場合において、外部管財人の拒絶の意思表示を当事者全員が受けた時点で、契約が解除³²されたとみなされる。
- 5 履行が拒絶された契約の相手方は、債務者に対し、契約の履行拒絶により発生する積極損害につき賠償請求権を有する。

第103条 債務者の法律行為の無効

- 1 外部管財開始前に債務者により行われたものを含む債務者の法律行為は、法令の定める事由による外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 2 債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為の結果、債権者に損害が生じたか、又は、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 3 債務者が、倒産認定の申立ての受理後に一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 4 法人債務者が、倒産手続の開始後に、又は、倒産認定の申立提出前の6ヶ月以内に行い、かつ、社員の脱退に伴って持分を払い戻す（分配する）こととなる法律行為は、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。当該法律行為により取得されたものは、全て、債務者に返還される。この場合、社員は、本法第134条における第六順位を有する債権者と認定される。

第104条 外部管財手続中における金銭債務

- 1 外部管財手続中に発生した債務者の金銭債務額が債権登録簿の債権総額の20%を超える場合、外部管財人は、債務者に新たに金銭債務を発生させる法律行為につき、外部管財計画の定める行為を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合に限り、これを行うことができる。
- 2 本条第1項に違反して行われた法律行為は、債権者の申立て、又は、当該法律行為が先任の外部管財人によって行われた場合、新たに任命された外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。

第105条 債務者の経費に関する調整

³² 民法383条

給与も含めた債務者の経費³³の増加に関しては、外部管財人は、法令の定める場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合に限り、決定することができる。

第 106 条 外部管財計画

- 1 外部管財人は、任命から 1 ヶ月以内に、外部管財計画を作成しなければならず、当該計画を債権者集会の承認を得るために提出する。
- 2 外部管財計画は、以下の事項を定めなければならない。
 - (1) 一債務者の支払能力の回復のための措置、その措置の実施のための条件、方法、実施費用及び債務者のその他の費用
 - (2) 一債務者の支払能力の回復期間
- 3 債務者の支払能力は、本法第 4 条の定める倒産兆候が存在しない場合、回復したと認められる。
- 4 外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の請求により、債権者に対し、外部管財の進捗を報告する。
- 5 外部管財計画の実施は、倒産事件開始後に発生した金銭債務又は義務的支払債務の履行責任が債務者財産の買主に移行する場合を除き、債務者の経済活動を終了させるものであってはならない。

第 107 条 外部管財計画の審議

- 1 外部管財計画は、外部管財人が外部管財開始から 2 ヶ月以内に招集した債権者集会において、審議される。外部管財人は、全債権者に対し、債権者集会の開催日時及び場所を書面で通知し、集会開催日の 2 週間前までに、外部管財計画の内容を予め知る機会を与える。
- 2 債権者集会に発言権を持って参加する権利を有する者は、外部管財人、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、及び、債務者の被雇用者の代表者である。
- 3 外部管財計画は、出席債権者の議決権の過半数が賛成した場合、承認されたとみなされる。
- 4 債権者集会は、以下のいずれかを決議することができる。
 - (1) 一外部管財計画を承認する。
 - (2) 一外部管財計画を却下し、経済裁判所に対し、倒産認定・清算手続開始を申し立てる。
 - (3) 一外部管財計画を却下し、新しい外部管財人候補者を承認し、それと同時に、経済裁判所に対し、外部管財人の解任を申し立てる。当該決議には、新しい外部管財計画を審議するために招集する次の債権者集会の招集日が定められなければならない。この期日は、上記決議が採択された日から 1 ヶ月を超えてはならない。
- 5 債権者集会が承認した外部管財計画及び債権者集会の議事録は、債権者集会開催日から 5 日以内に、外部管財人が経済裁判所に提出する。
- 6 外部管財計画が本条第 1 項及び第 5 項の定める期間内に経済裁判所に提出されない場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとることができる。

第 108 条 外部管財期間の延長

債権者集会が決議した外部管財計画が、当初定められた期間を超える期間を定めている場合、経済裁判所は、外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が債務者の支払能力の回復につながると考える十分な事由があるときは、外部管財期間を延長する決定を出す。この際、外部管財の総期間は、本法第 91 条の定める期間を超えてはならない。

第 109 条 債務者の支払能力の回復のための措置

- 1 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のために、以下の措置を定めることができる。
 - (1) 一業種の変更
 - (2) 一不採算事業の閉鎖

³³ 直訳「消費に向けられた費用」

- (3) 受取勘定の回収
 - (4) 債務者財産の一部売却
 - (5) 債務者の債権の譲渡
 - (6) 第三者による債務者の債務の履行
 - (7) 追加株式の発行
 - (8) 財産複合体としての債務者の企業（営業）の売却
 - (9) 債務者の資産の置換
- 2 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のために、その他の措置も定めることができる。
 - 3 経済裁判所は、本条第1項の定める措置に加え、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、稼動していない施設を運休保存する決定を出すことができる。

第110条 債務者の企業（営業）の売却

- 1 外部管財計画は、債権の弁済を目的として、債務者の企業（営業）を財産複合体として売却することを定めることができる。
- 2 企業（営業）の売却に際しては、債務者に属する土地区画、建物、施設、設備、備品、原材料、生産物、債権、更には債務者を識別するための資産（商号、商標、サービスマーク）、債務者の商品、労務・役務、その他の独占権も含め、他者に移譲不可能な権利及び義務を除き、企業活動遂行のために必要なあらゆる種類の財産が譲渡される³⁴。
- 3 企業（営業）の売却に際しては、鑑定人が財産を査定し、その費用は債務者の財産より支払われる。鑑定人は、債権者集会又は債権者委員会が承認する。
- 4 外部管財人は、買主が取引銀行から適切な保証を受けることを条件に、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、1年を超えない期間の分割払いで企業（営業）を換価することができる。
- 5 企業（営業）の売却に際しては、売却時に有効な労働契約は、その効力を維持し、雇用者の権利及び義務は、企業（営業）の買主に移転する。
- 6 企業（営業）の売却は、本条に別段の定めがある場合を除き³⁵、公開競売³⁶による。競売の形態と条件は、債権者集会又は債権者委員会が決定する³⁷。
- 7 企業（営業）の財産に取引制限が課されている財産が含まれている場合、企業（営業）の売却は、非公開競売³⁸で行われ、法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 8 競売における企業（営業）の売却開始価格は、法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定人による財産の査定を考慮に入れ、債権者集会又は債権者委員会が決定する。
- 9 競売の条件として、債務者が、外部管財期間満了の30日前までに、企業（営業）の売却代金を受領することが定められなければならない。
- 10 外部管財人は、自分自身で競売を実施するか、又は、債務者の財産による負担で競売のための専門機関を利用する。競売を実施する専門機関は、債務者及び外部管財人の利害関係人であってはならない。
- 11 外部管財人は、競売実施日の30日前までに、公開競売による企業（営業）の売却を、公報紙において告示しなければならない。告示は、以下の情報を含まなければならない。
 - (1) 企業（営業）に関する情報及び当該情報の入手方法
 - (2) 競売参加申込書提出の期間、時間及び場所
 - (3) 企業（営業）の売却開始価格
 - (4) 競売実施及び結果発表の日時及び場所

³⁴ 民法85条「企業」

³⁵ 2005年12月20日改正により「外部管財計画に別段の定めがある場合」を削除。

³⁶ 民法380条：参加者が限定されない競売。

³⁷ 競売には価格による競落（最高価買受申出人が落札）と価格・条件による競落（最良条件買受申出人が落札）がある。

³⁸ 民法380条：参加者が特別に指名された者に限定される競売。

(5) 一売買契約締結の条件・期日、及び、支払いの条件・期日

(6) 法令の定めるその他の情報

- 12 告示された申込期間内に申込みが一件もなかった場合、又は、一件しかなかった場合、企業（営業）の売却の競売は不成立と見なされ、本条第 8 項ないし第 11 項の定める条件の下で、再度競売を実施する。企業（営業）が、1 回目の競売で売却されなかった場合も、再度競売を実施する。
- 13 再度の競売が不成立に終わった場合、又は、企業（営業）が売却されなかった場合、外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、20 日間、本条及び本法第 53 条の定める手続に従い、企業（営業）の売却に関して新たに告示する。企業（営業）の売却価格は、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、減額することができるが、前競売の価格から 10%以上の減額であってはならない³⁹。
- 14 企業（営業）の売買契約は、競売結果の告示日から 10 日以内に、買受人と外部管財人との間で締結される。買受人と競売実施者は、競売実施日に、競売結果に関する議事録に署名し、この議事録は契約としての効力を有する。買受人は、競売結果に関する議事録又は売買契約書に署名しなかった場合、提供した保証金を失う。この場合、保証金として提供された金銭は、競売実施者の実施費用を差し引いた上で債務者の財産に繰り入れる。
- 15 企業（営業）が本条第 14 項の定める条件で売却されなかった場合、外部管財人は、本法に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、企業（営業）を公共申込み⁴⁰による競売に付し、公報紙に公共申込みを告示した日から 1 ヶ月経過以降、最高価で申し込んだ者と売買契約を締結することができる。
- 16 企業（営業）の売却代金により債権を全額弁済することができる場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、倒産事件手続を終結しなければならない。
- 17 企業（営業）の売却代金が債権を全額弁済するに足りない場合、外部管財人は、債権者に対し、和議の締結を提案する。和議が成立しなければ、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとる。
- 18 企業（営業）の売却代金は、清算用財団を構成し、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める順位に従い、分配されなければならない。

第 111 条 債務者財産の一部売却

- 1 外部管財人は、本条に別段の定めがある場合を除き⁴¹、債務者の財産の財産目録を作成し、財産を査定した後に、公開競売による財産の一部売却を開始することができる。
- 2 債務者財産の一部売却は、債務者の経済活動を不可能にするものであってはならない。
- 3 取引制限が課されている財産は、非公開競売により売却され、法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 4 競売における財産の売却開始価格は、法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定人による財産の査定を考慮に入れ、債権者集会又は債権者委員会が決定する。
- 5 債務者財産の一部売却の競売は、本法第 110 条の定める手続に従い、実施される。
- 6 外部管財人は、買主が取引銀行から適切な保証を受けることを条件に、債権者集会の同意を得て、1 年を超えない期間の分割払いで債務者財産の一部を換価することができる。
- 7 外部管財人は、外部管財手続中、債権者集会の同意を得て、債務者の低価値財産、早期劣化財産、原材料の残り及び製品の残りを、競売によらずに、相対の売買契約に基づいて売却することができる。
- 8 債務者財産の一部売却の代金は、清算用財団を構成し、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める順位に従い、分配されなければならない。

第 112 条 債務者の債権の譲渡

³⁹ 2005 年 12 月 20 日改正により減額可能割合を 15%から 10%に変更。

⁴⁰ 民法 369 条 2 項：契約の重要条件を全て含み、不特定多数人に向けられた提案であり、応じてきた者誰とでも、その条件で契約を締結する意思を含むもの。

⁴¹ 2005 年 12 月 20 日改正により「外部管財に別段の定めがある場合」を削除。

- 1 外部管財人は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、債務者の債権の譲渡を、公開競売での債権の売却により行うことができる。
- 2 外部管財計画が債務者の債権を公開競売によらずに特定の買主に売却する可能性を定めている場合、又は、債権が競売において売却されなかった場合、債権者集会又は債権者委員会は、債権の売却価格及びその他の売却条件を決定する。

第 113 条 債務者財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行

- 1 債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者は、外部管財完了前であれば何時でも、債権登録簿に記載されている全債権を同時に弁済することができる。
- 2 第三者による履行は、当該履行が債権登録簿に記載されている全債権者の債権を同時に弁済する場合に、認められる。
- 3 債権者が弁済実行のために必要な自己に関する情報を提供する義務に違反した結果、当該債権者の債権を本条第 1 項及び第 2 項に基づいて弁済できない場合、又は、その他の方法によって債権者が弁済を受領しない場合、金銭は、債務者の所在地（居住地）を管轄する公証人又は裁判所に供託される。

第 114 条 追加株式の発行

- 1 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復を目的として、公開型株式会社⁴²の追加株式の発行の可能性を定めることができる。追加株式の発行による定款資本の増額は、債務者の株主総会の申立てに基づいてのみ、外部管財計画に含めることができ、当該申立ての決議は、外部管財完了日の 6 ヶ月前までに、外部管財人に送付されなければならない。
- 2 公開型株式会社である債務者の追加株式の発行による定款資本の増額は、債権者集会が決定する。追加株式の発行による定額資本の増額を決定するに際し、授權株式数の増加に関し定款の変更及び追加が必要な場合、定款資本の増額の決定は、債務者の定款が法令の定める手続に従い変更及び追加された後でのみ行うことができる。
- 3 追加株式の発行は、現金による払込みという条件で、公開募集⁴³でのみ行うことができる⁴⁴。債務者の株主は、本条第 4 項に基づいて決められた価格で、保有株式数に応じて按分された株式数を優先的に購入する追加株式の優先引受権を有する。
- 4 追加株式は、株主に対し、額面額以上の価格で割り当てられる。ただし、当該価格で全割当株式を販売した場合に、全債権者の債権を完済するのに十分な資金が蓄積されることを条件とする。株主に対する割当価格は、外部管財人が決定し、債権者集会が承認する。株主による追加株式の優先引受権の行使期間は、債権者集会が決定するが、株式の割当開始日から 30 日以下であってはならない。
- 5 既存株主に対して割り当てられなかった追加株式は、外部管財人が公開競売により売却する。債務者の既存株主ではない者で、新規の株式発行により債務者の株式を取得した者は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定が出された場合、法令の定める手続に従い、債務者に対し、取得価格額の債権を届け出ることができる。

第 115 条 債務者の資産の置換

- 1 資産の置換は、債務者の財産を基に、公開型株式会社を一社又は数社設立することにより行われる。
- 2 資産の置換の可能性は、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成により決議された場合に、外部管財計画に含めることができる。
- 3 債務者の財産を基に公開型株式会社を一社又は数社設立することによって行われる資産の置換は、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授權された債務者の経

⁴² 民法 65 条「公開型株式会社」

⁴³ 公開募集：引受人を限定しない募集。非公開募集：引受人を発起人や設立文書で定められた者に限定した募集。

⁴⁴ 株式会社法 36 条：追加株式の発行は、募集（公開・非公開）か転換の方法によることができ、ここでは転換による発行はできない。公開型株式会社は、公開募集・非公開募集が可能である（株式会社法 6 条）。

営機関の決定に基づいて、外部管財計画に含めることができる。

- 4 外部管財計画が公開型株式会社一社の設立を定めている場合、財産権を含め企業活動を実施するための債務者の財産全てが、設立される会社に出資され、定款資本を構成する。
- 5 外部管財計画が公開型株式会社数社の設立を定めている場合、特定の活動を実施するための債務者の財産が、設立される会社に出資され、定款資本を構成する。設立される公開型株式会社に現物出資される財産の構成は、外部管財計画により決められる。
- 6 設立される会社の定款資本額は、現物出資される財産の査定価値に基づき決定され、当該査定価値は、鑑定人が、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授権された債務者の経営機関の意見を考慮して決定する。
- 7 資産の置換に際しては、資産の置換が決定されるまで有効であった労働契約は、全て、その効力を維持し、雇用者の権利及び義務は、新しく設立される公開型株式会社に移転する。特定の活動の許認可については、法令の定める手続に従い、再取得しなければならない。
- 8 債務者の財産の査定価値が債権額を超える場合、債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式は、本条に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産を構成し、公開競売により売却することができる。
- 9 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の売却は、全債権者の債権を満足させるための資金を蓄積するものでなければならない。
- 10 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の公開競売による売却は、本法第110条の定める手続に従い、実施される。
- 11 外部管財計画は、債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式を、証券市場において売却することを定めることができる。
- 12 債権の弁済は、本法第133条及び第134条の定める順位に従わなければならない。
- 13 債務者の財産の査定価値が債権登録簿に記載されている債権総額を超えない場合、債権者集会は、全債権者が資産の置換に賛成したことを条件として、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授権された債務者の経営機関の同意なしに、債務者の全財産を公開型株式会社に出资することにより資産の置換を決議することができる。この際の定款資本額は、鑑定人が査定した出資財産の査定価値に基づいて決定される。この場合、外部管財人は、債務者の資産を置換の前に、以下の債権を弁済しなければならない。
 - ①—労働債権
 - ②—銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権
 - ③—義務的支払債権及び労働法関係ないし同等の法律関係から生じる債権と同等の履行を保障する著作契約に基づく報酬支払請求権
 - ④—犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権
- 14 公開型株式会社の定款資本の持分は、債権登録簿における債権額に応じて債権者に按分分配され、債権者は、公開型株式会社の発起人（社員）になる権利を与えられる。
- 15 外部管財人は、債権者への支払いを完了した後、本法第142条の要件に従い、報告書を作成し、同第144条の定める手続に従い、債務者企業の倒産手続を終了する。
- 16 債務者の資産の置換は、倒産手続が実施されている銀行、保険者及び証券取引に業として参加する者には適用されない。

第116条 外部管財人の報告書

- 1 外部管財人は、外部管財期間が満了する場合、又は、外部管財を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の請求により、債権者集会における審議のため報告書を提出しなくてはならない。債権登録簿に記載されている全債権を弁済するに十分な資金が蓄積された場合も、同様に報告書を提出しなければならない。
- 2 債権者集会が、報告書を審議した結果、特定順位の債権者に対する支払いの開始を決議した場合、外部管財人は、経済裁判所に対し、報告書を提出しなければならない。
- 3 外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。

- (1) ー 直近の決算日における債務者の貸借対照表
 - (2) ー キャッシュフローの報告
 - (3) ー 債務者の財務結果に関する報告
 - (4) ー 金銭債権及び義務的支払債権の弁済源資となる資金の有無の情報
 - (5) ー 債務者の受取勘定の調査及び債務者が有する未回収債権に関する情報
 - (6) ー 債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報
- 4 外部管財人の報告書には、債権登録簿が添付されなければならない。
 - 5 外部管財人は、報告書の提出と同時に、債権者集会に以下のいずれかを提案する。
 - (1) ー 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行
 - (2) ー 和議の締結
 - (3) ー 外部管財期間の延長
 - (4) ー 外部管財の中止、及び、経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て

第 117 条 外部管財人の報告書の審議

- 1 外部管財人の報告書は、外部管財期間の満了日から 10 日以内に、若しくは、外部管財の期間満了前の中止の原因が発生してから 15 日以内に招集される債権者集会、又は、債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の請求により債権者集会が招集される場合は 1 ヶ月以内に招集される債権者集会において、審議される。
- 2 外部管財人は、全債権者に対し、本法第 11 条の定める手続に従い、外部管財人の報告書を審議する債権者集会の開催を通知しなければならない。
- 3 外部管財人は、外部管財期間満了の 15 日前、又は、債権者集会招集日の 10 日前までに、債権者に対し、報告書の内容を予め知る機会を与えなければならない。
- 4 債権者集会は、外部管財人の報告書の審議の結果に基づき、以下のいずれかを決議することができる。
 - (1) ー 経済裁判所に対する債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行の申立て
 - (2) ー 経済裁判所に対する外部管財期間の延長の申立て
 - (3) ー 経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (4) ー 和議の締結

第 118 条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認

- 1 債権者集会で審議された外部管財人の報告書及び債権者集会の議事録は、集会開催日から 5 日以内に、経済裁判所に送付される。
- 2 外部管財人の報告書には、債権登録簿、及び、債権者集会で決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者からの不服書を添付しなければならない。
- 3 外部管財人の報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する。外部管財人及び不服書を提出した債権者に対しては、法廷の日時及び場所が通知される。通知を受けた者が法廷に欠席しても、倒産事件の審理は妨げられない。
- 4 経済裁判所は、以下の場合、外部管財人の報告書を承認しなければならない。
 - ① ー 債権登録簿に記載されている全債権が弁済された。
 - ② ー 債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行を申し立てる決議をした。
 - ③ ー 債権者集会が、特定順位の債権者に対する支払いを開始する決議をした。
 - ④ ー 外部管財人が、経済裁判所に対し、特定順位の債権者への支払い開始を申し立てた。
 - ⑤ ー 債権者と債務者の間で和議が締結された。
 - ⑥ ー 債権者集会が、経済裁判所に対し、外部管財期間の延長を申し立てる決議をした。
- 5 経済裁判所は、以下の事情が認定される場合、外部管財人の報告書の承認を拒否する。

- (1) 一債権登録簿に記載されている全債権が弁済されていない。
 - (2) 一債務者の支払能力が回復されたという兆候がない。
 - (3) 一特定順位の債権者に対する支払いを開始する事由がない。
 - (4) 一和議承認を妨げる事情が存在する。
- 6 経済裁判所は、外部管財人の報告書の審理の結果に基づき、以下のいずれかの決定を出す。
- (1) 一債権登録簿に記載されている全債権が弁済された場合、又は、経済裁判所が和議を承認する場合、倒産事件手続を終結する決定
 - (2) 一債務者の支払能力の回復による外部管財の中止についての債権者集会の申立てを認める場合、債権者に対する支払いへ移行する決定
 - (3) 一特定順位の債権者に対する支払いの開始についての債権者集会又は外部管財人の申立てを認める場合、特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定
 - (4) 一外部管財期間の延長の申立てを認める場合、外部管財期間を延長する決定
 - (5) 一本条第5項の定める状況が判明した場合、外部管財人の報告書の承認を拒否する決定
- 7 経済裁判所は、以下の場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
- ① 一債権者集会が、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てている。
 - ② 一経済裁判所が、外部管財人の報告書の承認を拒否する。
 - ③ 一外部管財人の報告書が、外部管財期間満了から1ヶ月以内に提出されない。
 - ④ 一債権者集会が、本法第117条第4項第1号、2号及び第4号の定めるいずれの決議も出さない。

第119条 債権者に対する支払いへ移行する決定の効果

- 1 債権者に対する支払いへ移行する旨の経済裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている全債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 債権者に対する支払いへ移行する旨の経済裁判所の決定には、当該決定が出された日から6ヶ月を超えない期間で、債権者に対する支払いの完了日が定められる。
- 3 倒産事件手続は、債権者への支払いが完了し、経済裁判所が支払いの結果に関する外部管財人の報告書の審理をした後、終結する。
- 4 経済裁判所は、経済裁判所が定めた期間内に債権者に対する支払いが行われない場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。

第120条 特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定の効果

- 1 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定には、以下の事項が定められる。
 - (1) 一弁済が始まる債権の弁済順位
 - (2) 一当該順位の債権者に対する支払いを完了する期日、当該期日は決定の出た日から2ヶ月を超えてはならない。
 - (3) 一当該順位の債権に対する弁済率
- 3 経済裁判所は、支払開始決定により弁済されるべき順位の債権を確認した場合、債権弁済の方法を変更する決定を出すことができる。
- 4 特定順位の債権者に対する支払いが経済裁判所の定めた期間内に行われない場合、又は、決められた弁済率で行われない場合、債権者は、支払開始決定の日から、債権が全額又は決められた弁済率で弁済される日までの間の未払債権額に対する利息を、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める利率により請求することができる。

第121条 債権者に対する支払い

- 1 債権者に対する支払いは、経済裁判所が債権者に対する支払いへの移行の決定又は特定順位の債権者に対する支払開始の決定を出した日から、外部管財人が債権登録簿に基づいて実施する。
- 2 債権者に対する支払いは、本法の定める手続に従い、実施される。
- 3 外部管財人は、債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務が弁済された時点から、それに応じた情報を債権登録簿に記載する。

第 122 条 債権の弁済

支払いにより満足を受けた債権の他、代替物（物・金銭）による債務の履行の合意、契約の更改及びその他の方法による債務消滅の合意がなされた債権、並びに、本法第 134 条及び第 138 条に従い弁済を受けたとみなされるその他の債権は、弁済されたものとみなす。

第 123 条 外部管財人の権限の終了手続

- 1 外部管財人の権限は、倒産事件手続の終結又は経済裁判所の債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定により、終了する。
- 2 外部管財人が、和議の締結又は債権の弁済により、完遂した場合、外部管財人は、債務者の新しい代表者が選任（任命）されるまで、代表者の任務を遂行しなければならない。
- 3 外部管財人は、債務者の代表者を選任（任命）する問題を検討するため、自らの発議により、債務者の経営機関を招集することができる。債務者のその他の経営機関及び債務者財産の所有者の権限は回復する。
- 4 経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、外部管財人以外の者が清算管財人として任命された場合、外部管財人は、業務を清算管財人に引き継ぐまで、引き続き自己の任務を遂行する。外部管財人は、清算管財人に対し、清算管財人が任命された日から 3 営業日以内に、業務を引き継がなければならない。

第7章 清算手続

第124条 清算手続の開始

- 1 経済裁判所が債務者の倒産認定を決定すると、清算手続が開始する。
- 2 清算手続期間は、1年を超えることはできない。当該期間は、必要な場合、経済裁判所の決定により、延長することができる。
- 3 清算手続期間の延長は、倒産事件の参加者の申立て、又は、経済裁判所の職権による。
- 4 清算手続期間延長の経済裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第125条 清算手続開始の効果

- 1 経済裁判所が、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
 - (1) 債務者の財産の譲渡に関する法律行為、又は、第三者が債務者の財産を使用するための引渡しにつながる法律行為は、本章の定める手続に従う場合に限り、認められる。
 - (2) 債務者の全ての金銭債務及び履行期が延期されている義務的支払債務は、履行期が到来したとみなされる。
 - (3) 債務者の全種類の義務に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及び利息の発生は停止する。
 - (4) 債務者の財務状況に関する情報は、秘密情報（商業秘密も含む）の範疇に属さなくなる。
 - (5) 債務者の財産に対する強制執行に関する制限は、全て、取り消される。
 - (6) 執行文書の執行は中止される。金銭債権、義務的支払債権及びその他の財産的請求権は、清算手続の範囲内に限り、債務者に対し届け出ることができる。ただし、所有権確認請求権、精神的損害賠償請求権、不法占有からの財産返還請求権、不当利得返還請求権、法律行為の無効認定及び無効効果の適用の請求権、及び、共益費支払請求権は除く。
- 2 本条第1項第6号に基づき執行が中止された執行文書は、裁判執行官が、法令の定める手続に従い、清算管財人に渡さなければならない。債務者の全ての義務の履行は、清算手続の範囲に限り認められる。
- 3 経済裁判所が、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
 - ① 債務者の経営機関は、それ以前に債務者の財産の管理及び処分業務から除外されていない場合、当該業務から除外される。
 - ② 債務者の代表者の権限は停止する（債務者の代表者との労働契約は終了する。）。
 - ③ 債務者の事業管理は、清算管財人に委ねられる。
 - ④ 債務者の財産を管理及び処分する所有者の権限は終了する。清算管財人は、債務者の代表者との労働契約を終了する命令、又は、債務者の代表者を他の任務に異動させる命令を出す。
- 4 債務者の社員（発起人）は、本章の定める場合、清算手続中、倒産事件の参加者の権利を有する。

第126条 清算管財人

経済裁判所は、債務者の倒産認定の本案決定を出す際、外部管財人の任命の手続に従い、清算管財人を任命する。定款資本に国家の持分が含まれている企業の倒産認定に際しては、倒産事件を管轄する国家機関も清算管財人の候補者を推薦することができる。

第127条 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報の公開

- 1 債務者の倒産認定・清算手続開始の公告は、本法第52条及び第53条の定める手続に従い、清算管財人が実施する。
- 2 債務者の倒産認定・清算手続開始の公告は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 倒産認定された債務者の名称（氏、名、父称）及びその他の必要事項
 - (2) 倒産事件を審理する経済裁判所の名称及び事件番号
 - (3) 経済裁判所による債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定日

- (4) 債権届出期間。当該期間は、公告日から2ヶ月間以下であってはならない。
 - (5) 債権者が自己の債務者に対する債権を届け出るための郵便宛先
 - (6) 清算管財人に関する情報
- 3 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報は、清算管財人が、任命日から10日以内に、公報紙において公告するために送付しなければならない。

第128条 清算管財人の権限及び義務

- 1 債務者の事業運営及び財産処分に関する権能は、全て、清算管財人任命時より、同管財人に移管される。
- 2 清算管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 本法第101条に従い、債務者の財産を処分する。
 - (2) 債務者の代表者との労働契約を含め、被雇用者との労働契約を終了する。
 - (3) 本法第102条の定める手続に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。
 - (4) 法令の定める事由が存在する場合、債務者が行った法律行為の無効認定を求める訴えを提起する。
 - (5) 債務者を倒産に至らせたことに関連し、法令に基づき、債務者の金銭債務につき補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及することができる。第三者への請求額は、債権総額と清算用財団との差額により、決定される。回収された金銭は、清算用財団に組み入れられ、本法第133条、第134条及び第169条の定める順位に従った債権の弁済のためにのみ使用することができる。
- 3 清算管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 4 清算管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産の目録作成・査定を行い、債務者の財産を保全する措置をとる。
 - (2) 債務者の財務状況を分析する。
 - (3) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。
 - (4) 債務者の債権を回収する措置をとる。
 - (5) 債務者の清算に際し、債務者の被雇用者の権利及び法的利益を保護し、労働契約の来るべき終了について被雇用者に通知する。
 - (6) 債権登録簿を作成し、それらの債権を審理する。
 - (7) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
 - (8) 法令の定めにより強制的に保管する必要がある債務者の書面を、保管に付す。
- 5 清算管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 6 債務者の経営機関（外部管財人）は、清算管財人の任命から3営業日以内に、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を、清算管財人に引き渡せるようにしなければならない。法人債務者の代表者及び個人事業者本人を含む、債務者の経営機関（外部管財人）は、上記の義務を履行しない場合、法令の定める責任を負う。

第129条 倒産法人の清算計画

- 1 倒産法人の清算計画は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 倒産法人の財務状況に関する情報
 - (2) 債権弁済の条件、方法、順位及び弁済率
 - (3) 倒産法人財産の所有者、被雇用者全体の利益に対する考慮
 - (4) 処分すべき財産の目録
 - (5) 財産売却の日時、場所及び方法
 - (6) 裁判費用、清算管財人の報酬、並びに、専門家及びその他の者の活動に対する報酬の支払条件
- 2 倒産法人の清算計画は、債権者集会の同意を得なければならず、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の支持が得られた場合、容認されたとみなされる。清算計画が容

認められず、かつ、債権者が、定められた期間内に、倒産法人につき独自の清算計画を提出しなかった場合、清算管財人は自身の清算計画を承認する。

- 3 債務者は、自身が倒産事件を申し立てた場合、清算計画を提出することができる。
- 4 財産の売却及び債権の弁済は、本法第 133 条、第 134 条、第 135 条及び第 169 条の定める手続に従い、承認された清算計画に基づいて実施される。

第 130 条 清算用財団

- 1 倒産法人の全資産は、貸借対照表に記載されているか否かにかかわらず、清算用財団の基礎を構成する。
- 2 以下の財産は、清算用財団に含まれない。
 - (1) 債務者の被雇用者が私的に所有している財産
 - (2) 債務者が、貸借権に基づき使用し、委託管理をしている財産
 - (3) 担保目的物。ただし、本法第 133 条第 1 項の定める場合を除く。
 - (4) 保管義務⁴⁵により債務者が保管している商品
 - (5) 法令に基づき債務者の所有に属さないその他の財産
- 3 債務者の貸借対照表に、商業目的等の他の用途では使用できない社会的及び公共的インフラストラクチャーが含まれている場合、清算管財人は、債務者の倒産が認定されてから 1 ヶ月以内に、当該地域の国権機関に対し、減価償却後の価額で当該財産を譲渡する。

第 131 条 債務者の財産の査定

- 1 清算管財人は、清算手続中、債務者の財産につき財産目録を作成し、財産を査定する。清算管財人は、このために、債権者集会又は債権者委員会が他の費用負担先を定めている場合を除き、債務者の財産の負担により、鑑定人及びその他の専門家を用的することができる。企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合、企業の財産の査定には、必ず鑑定人を用的しなければならない。債権者集会又は債権者委員会は、査定業務につき支払義務を負う者を、同人の同意を得て決定することができる。支払義務者は、後に、債務者の財産より順位外で弁済を受ける。
- 2 清算手続中に、不動産により弁済がされる場合、当該不動産は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、売却までに、鑑定人により査定される。
- 3 担保目的物となっている債務者の財産は、鑑定人が査定しなければならない。

第 132 条 清算手続における債務者の銀行口座

- 1 清算管財人は、清算手続中、債務者のスム及び外貨統合口座を利用しなければならない（以下、「債務者の統合口座」という。）。清算手続の開始時、又は、清算手続の過程で判明したその他の債務者の銀行口座は、清算管財人が閉鎖しなければならない。当該口座の残高は、債務者の統合口座に振り替えられなければならない。
- 2 清算手続中に入金された資金も、債務者の統合口座に預金される。
- 3 債権者への支払いは、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める手続に従い、債務者の統合口座から行われ、以下も、統合口座から支払われる。
 - (1) 清算管財人の報酬支払いに関する費用
 - (2) 日常の公共料金及び運転資金
 - (3) 倒産事件手続中の公告費用及び債権者への通知費用
 - (4) 清算手続実施に関するその他の費用
- 4 清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会の請求により、債権者集会又は債権者委員会に対し、債務者の資金運用に関する報告書を提出する。

第 133 条 被担保債権の弁済

- 1 被担保債権の弁済は、債務者の担保物（担保目的物）の売却代金から行う。当該代金の残金は、本法第 134 条の定める順位に従い、債権の弁済に充てられる。

⁴⁵ 民法 391 条「売主の売却物保管義務」等。

- 2 担保物（担保目的物）の売却代金が被担保債権の完済に不十分である場合、残債権は、本法第 134 条の定める順位に従い、弁済を受ける。
- 3 債務者の全財産が担保目的物であり、かつ、担保物（担保目的物）の売却代金額が被担保債権額より少ないか又は同額である場合、被担保債権の弁済は、費用の弁済、本法第 134 条第 1 項の定める債権の弁済、及び、金銭交付を定める支払文書を有する給与支払請求権の弁済の後に行われる⁴⁶。

第 134 条 債権の弁済順位

- 1 裁判費用、裁判所任命管財人の報酬支払いに関する費用、日常の公共料金及び運転資金、並びに、債務者の財産の保険に関する費用は、順位外で支払われる。倒産事件開始後に発生した債務者に対する請求権、及び、法令に基づく個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も、順位外で弁済を受ける。
- 2 第一順位で弁済されるべき請求権は、以下のとおりである⁴⁷。
 - ① 支払文書（執行文書）を有する義務的支払債権及び金銭交付を定める支払文書（執行文書）を有する給与支払請求権
 - ② 銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権
 - ③ 著作契約に基づく報酬支払請求権
 - ④ 犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権
- 3 第二順位で弁済を受けるのは、強制保険に基づく請求権⁴⁸、与信契約に基づく銀行の請求権及びそのために加入した保険に基づいた請求権がある。
- 4 第三順位で弁済を受けるのは、被担保債権である。
- 5 第四順位で弁済を受けるのは、無担保債権である。
- 6 第五順位で弁済を受けるのは、株主の請求権である。
- 7 第六順位で弁済を受けるのは、残りの請求権全てである。
- 8 各順位の請求権は、それに優先する順位の請求権が全額弁済された後、弁済を受ける。
- 9 弁済のための資金が同順位の請求権全てを全額弁済するには不十分である場合、支払われるべき額に応じて按分弁済される。
- 10 最終支払いの実施結果は、公報紙において、特別通知欄に公告される。
- 11 債権の弁済及び倒産事件の費用の支払いの後に残った財産、及び、清算の過程において売却されなかった財産は、清算された債務者の発起人（社員）又は財産の所有者が受ける。
- 12 財産が不十分なために弁済を受けられなかった債権は、弁済されたとみなされる。

第 135 条 債務者の財産の売却

- 1 清算管財人は、債務者の財産の財産目録を作成し財産を査定した後に、公開競売による財産の売却を開始する⁴⁹。
- 2 債務者の財産の売却方法及び日程（予定表）は、債権者集会又は債権者委員会が容認しなければならない。
- 3 清算管財人が、債権者に対し、債務者の財産の売却方法及び時期につき自己の提案を提出した時から 1 ヶ月以内に、債権者集会又は債権者委員会が当該方法及び日程（予定表）を容認しない場合、債権者集会若しくは債権者委員会又は清算管財人は、経済裁判所に対し、当該紛争の処理を申し立てることができる。経済裁判所は、当該紛争を審理した結果に基づき、財産の売却方法及び日程（予定表）を承認するか、清算管財人を解任する。
- 4 清算手続中に財産の売却日程（予定表）の変更を要するような事情が発生した場合、清算管財人は、当該事情の発生から 1 ヶ月以内に、日程（予定表）の変更の提案を作成し、債権者委員会又は債権者集会に対し、提出しなければならない。
- 5 取引制限が課されている債務者の財産は、非公開競売による場合に限り、売却すること

⁴⁶ 2005 年 12 月 20 日改正により 3 項を新設。

⁴⁷ 民法 784 条「口座からの金銭支払順位」参照

⁴⁸ 民法 922 条

⁴⁹ 2005 年 12 月 20 日改正により「債権者集会又は債権者委員会が別段の売却手続を定める場合を除き」を削除。

ができる。非公開競売には、法令の定めにより当該財産の所有権又は他の物権を取得できる者のみが参加する。

- 6 清算管財人は、自身で競売を実施するか、又は、契約に基づいて専門機関に競売実施を委託することができる。競売を実施する専門機関は、債務者及び清算管財人の利害関係人であってはならない。
- 7 債務者の企業（営業）又は財産の一部売却は、本法第 110 条及び第 111 条の定める手続に従い、実施される。

第 136 条 清算手続における債務者の債権の売却

- 1 清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会が債務者の債権の売却について別段の手続を定める場合を除き、公開競売により、債務者の債権を売却することができる。
- 2 公開競売による債務者の債権の売却は、本法第 112 条の規定に従い、行われる。

第 137 条 清算手続における債務者の資産の置換

- 1 債務者の資産の置換は、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成により決議されたことを条件として、清算手続中、債権者集会の決議に基づき、行うことができる。
- 2 清算手続における債務者の資産の置換には、債務者財産の所有者の同意、又は、設立文書により当該行為実施を授權されている債務者の経営機関の同意は、要求されない。
- 3 債務者の資産の置換は、本法第 115 条の定める手続及び条件に従い、行われる。

第 138 条 債権者に対する支払い

- 1 清算管財人は、債権登録簿に従い、債権者に対し支払いを行う。
- 2 清算管財人は、債権者の口座に資金を振り替えることができない場合、債務者の所在地（居住地）を管轄する公証人又は裁判所に対し、支払うべき金額を供託し、債権者に対し通知する。債権者が、公証人又は裁判所に供託された時から 3 年以内に供託金を受領しない場合、当該金は、公証人又は裁判所から国家予算に繰り入れられる。
- 3 清算手続開始の公告において定められた債権届出期間が満了してから届け出られた債権、及び、清算手続開始後に発生した義務的支払債権は、届出時期に関係なく、定められた届出期間内に届け出られた債権が弁済された後に残った財産から弁済を受ける。当該債権が、残余財産から弁済を受ける順位は、本法第 134 条に従い決められる。
- 4 以下の債権は、弁済されたとみなされる。
 - ①－満足を受けた債権
 - ②－代替物（物・金銭）による債務の履行の合意に達した債権
 - ③－清算管財人が相殺を主張した債権
 - ④－債務消滅のその他の事由のある債権

債権の相殺及び代替物（物・金銭）による履行による債権の弁済は、弁済順位と按分弁済の原則に従う場合に限り、認められる。代替物（物・金銭）による履行の合意による債権の弁済は、債権者集会又は債権者委員会が当該合意に同意した場合、認められる。契約の更改の合意による債権の弁済は、清算手続においては、認められない。

- 5 財産が不十分なために満足を受けられなかった債権も、弁済されたとみなされる。清算管財人が認めなかった債権も、債権者が経済裁判所に対し申し立てなかった場合、又は、経済裁判所が債権に根拠がないと認めた場合、弁済されたとみなされる。
- 6 清算管財人は、債権の弁済に関する情報を、債権登録簿に記載する。

第 139 条 清算管財人の活動に対する監督

- 1 清算管財人は、毎月 1 回以上、債権者集会又は債権者委員会に対し、自己の活動の報告書、清算手続開始時及び手続中における債務者の財務状況及び財産に関する情報、並びに、その他の情報を提出する。
- 2 清算管財人の報告書には、以下の情報が含まなければならない。
 - (1)－債務者の財産の財産目録作成及び査定の進捗状況及び結果に関する情報を含め、清

算用財団の形成に関する情報

- (2) 一債務者の統合口座の入金額及びその入金元
 - (3) 一債務者の財産の換価の進捗状況及びその換価により得られた資金総額
 - (4) 一裁判手続によるものを含め、清算管財人が第三者から回収し得る債権の数及びその総額
 - (5) 一債務者の財産を保全する措置、及び、第三者が占有する債務者の財産を明らかにし、取り戻す措置
 - (6) 一債務者の法律行為を無効と認定する措置、及び、債務者の契約の履行を拒絶する措置
 - (7) 一債権登録簿の管理状況、及び、債権登録簿に含まれる債権の順位ごとの総額
 - (8) 一清算手続中も業務を継続する被雇用者、及び、清算手続中に労働契約が終了する被雇用者の数
 - (9) 一清算管財人による債務者の銀行口座の閉鎖状況及びその結果
 - (10) 一清算手続実施に要した費用額及び費目
- 3 清算管財人の報告書には、清算手続の実施に関するその他の情報も含まれなければならない。その内容は、清算管財人自身によって、又は、債権者集会、債権者委員会若しくは経済裁判所の請求によって、決められる。
 - 4 清算管財人は、経済裁判所の請求により、経済裁判所に対し、清算手続の実施に関する全ての情報を提供しなければならない。

第 140 条 清算管財人の解任

- 1 経済裁判所は、以下の場合、清算管財人を解任できる。
 - (1) 一清算管財人が任務を遂行しない若しくは不適切に遂行している場合に債権者集会若しくは債権者委員会が解任を申し立てた、又は、倒産事件を管轄する国家機関が解任を申し立てた。
 - (2) 一清算管財人本人が、解任を申し立てた。
 - (3) 一法令の定めるその他の場合
- 2 経済裁判所は、清算管財人の解任と同時に、本法第 126 条の定める手続に従い、新しい清算管財人を任命する。
- 3 経済裁判所の清算管財人の解任決定は、直ちに、執行されなければならない。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第 141 条 外部管財への移行の可能性

- 1 債務者につき、裁判上の再生支援及び（又は）外部管財が開始されたことがなく、かつ、財務分析の資料により認められる事由を含め、債務者の支払能力が回復し得ると信じるに足る十分な事由が清算手続中に判明した場合、清算管財人は、経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てるか否かを審議するために、当該状況が判明した時から 1 ヶ月以内に、債権者集会を招集しなければならない。
- 2 経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる決議は、当該事項を審議する債権者集会が開催された時点で、弁済を受けていない債権総額の過半数の賛成により採択される。
- 3 経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる債権者集会の決議は、外部管財の予定期間、外部管財人の候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。

第 142 条 清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書

- 1 清算管財人は、債権者に対する支払いが終了した後、経済裁判所に対し、清算手続の実施結果に関する報告書を提出しなければならない。
- 2 清算手続の実施結果に関する報告書には、以下の書面が添付される。
 - (1) 一債務者の財産の売却を証明する書面

- (2) 一 弁済された債権額が記載された債権登録簿
- (3) 一 債権の弁済を証明する書面
- (4) 一 債権弁済後の債務者の残余財産に関する情報、及び、清算手続中、売却に出されたが売却されず、債権者が債権の弁済として受領することを拒否し、かつ、債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者が債権弁済後の債務者の残余財産についての権利を行使しない場合の財産に関する情報

第 143 条 債権弁済後の債務者の残余財産

- 1 債権弁済後の債務者の残余財産、及び、清算手続中、売却に出されたが売却されず、債権者が債権の弁済として受領することを拒否し、かつ、債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者が債権弁済後の債務者の残余財産についての権利を行使しない場合の財産につき、清算管財人は、地域の国権機関に対し通知する。
- 2 地域の国権機関は、通知を受領した時から 1 ヶ月以内に、当該財産を自己の資産勘定に入れ、保管費用を全て負担する。地域の国権機関が当該財産の受入れを拒否する又は回避する場合、清算管財人は、経済裁判所に対し、当該機関に強制的に当該財産を受け入れさせるよう申し立てることができる。経済裁判所は、財産譲渡に関する書面に基づき、清算手続終了の決定を出す。
- 3 定款資本に国家の持分が含まれている企業の財産で、清算手続中に売却に出されたが売却されず、債権者が、定められた清算手続期間内に、債権の弁済として受領することを拒否した財産は、国家にその所有権が移転し、清算管財人は、地域の国権機関の資産勘定に当該財産を移し入れる。経済裁判所は、財産譲渡に関する書面に基づき、清算手続終了の決定を出す。

第 144 条 清算手続の終了

- 1 経済裁判所は、清算管財人が提出した清算手続の実施結果の報告書を審理した後、清算手続終了の決定を出し、清算管財人に対し、10 日以内に、法人の国家登記機関に対し、当該決定を提出することを義務付ける。
- 2 経済裁判所の決定は、法人の統一国家登記簿に、債務者の清算を記載する事由となる。当該記載は、経済裁判所の決定が提出された時から 3 日以内に、行われなければならない。
- 3 債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された時点で、清算管財人の権限は終了し、清算手続は終了したとみなされ、債務者は清算されたとみなされる。

第8章 和議

第145条 和議締結の手續

- 1 債務者及び債権者は、経済裁判所における倒産事件の審理のどの段階においても、和議を締結することができる。
- 2 債権者の名において和議を締結する決議は、債権者集会が採択する。和議締結の債権者集会の決議は、全債権者の議決権の過半数の賛成、かつ、債務者の財産に担保権を設定している全債権者の賛成を得た場合に、採択されたとみなされる。和議締結に関し議決権を行使する債権者の代理人の権限は、委任状に明確に定められていなければならない。
- 3 債務者の名において和議を締結する決定は、個人事業者である債務者若しくは債務者の代表者、又は、外部管財人若しくは清算管財人が行う。
- 4 和議の定める権利及び義務を引き継ぐ第三者は、和議に参加することができる。
- 5 和議は、経済裁判所の承認を受けなければならない。承認については、決定が出され、当該決定には、倒産事件手続の終結が指示される。和議が清算手続中に締結される場合、経済裁判所は、和議を承認する決定を出し、当該決定に、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定は執行されない旨を指示する。
- 6 和議は、経済裁判所が承認した日から、債務者、債権者及び和議に参加した第三者に対し、法的効力を有し、義務を生じさせる。法的効力を生じた和議の履行を、一方的に拒絶することは認められない。
- 7 和議締結の決議に賛成した債権者、又は、債務者の発起人（社員）若しくは債務者財産の所有者は、決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者の金銭債権及び（又は）義務的支払債権を、弁済することができる。この場合、債権者は、債務者に代わってなされた弁済の提供を受領しなければならない。弁済を受けた債権者の権利は、弁済を提供した者に移転する。
- 8 第三者は、和議に基づく債務者の金銭債務の履行につき、保証又は銀行保証を提供すること、及び（又は）、和議に基づく義務的支払債務を履行すること、さらに、その他の方法により債務者の債務履行を保証・担保することができる。和議に債務者の財産を第三者に譲渡する条項が含まれている場合、和議は、譲り受ける第三者が当該財産を担保として提供する条項を含む場合に限り、締結することができる。

第146条 倒産手続中に締結される和議の特則

- 1 和議の締結の債務者側の決定は、監視及び裁判上の再生支援中においては、債務者の代表者が、債務者の代表者が解任された場合には、裁判所任命管財人が決定する。
- 2 和議が、法令又は設立文書により債務者の経営機関の決定（容認）に基づいて行われる法律行為である場合、債務者の名による和議は、当該決定（容認）を得て初めて締結することができる。外部管財及び清算手続中における和議の締結については、当該決定（容認）は要求されない。
- 3 債務者、裁判所任命管財人又は債権者の利害関係人に当る第三者が和議の締結に参加する場合、和議は、利害関係を生じさせる法律行為である旨の情報を、その利害関係の性質とともに含まなければならない。和議は、倒産事件開始後に発生した債権を除き、当該倒産手続開始日の時点で履行期が到来している債権に適用される。

第147条 和議の形式

- 1 和議は、書面で締結される。
- 2 債務者の名においては、個人事業者である債務者、債務者の代表者又は裁判所任命管財人が、和議に署名する。債権者の名においては、債権者集会で権限を付与された者が、和議に署名する。
- 3 第三者が和議に参加する場合、第三者の名においては、第三者本人又はその代理人が和議に署名する。

第148条 和議の内容

- 1 和議は、債務者の金銭債務の額、履行方法及び履行期に関する条項、並びに（若しくは）、代替物（物・金銭）による債務の履行の合意、契約の更改、債務免除又は法令の定めるその他の方法による金銭債務の消滅に関する条項を含まなければならない。
- 2 和議は、以下の条項を含むことができる。
 - (1)－金銭債務の履行期の延期又は分割払い化
 - (2)－債務者の債権の譲渡
 - (3)－第三者による債務者の金銭債務の履行
 - (4)－債務の一部免除
 - (5)－法令の定める義務的支払債務の支払期日及び支払方法の変更
 - (6)－法令に違反しない、その他の方法による債務の履行
- 3 和議締結の議決に参加しなかった債権者及び決議に反対した債権者に対する和議の条件は、同じ順位を有する債権者で決議に賛成した者に対する条件より、不利益であってはならない。
- 4 債務者が自己の財産に設定した担保権は、和議に別段の定めがある場合を除き、保全される。

第 149 条 経済裁判所による和議承認の要件

- 1 経済裁判所は、本法第 134 条第 1 項の定める費用及び債権、並びに、金銭交付を定める支払文書を有する労働債権の弁済後に限り、和議を承認することができる。
- 2 債務者、外部管財人又は清算管財人は、和議の署名から 5 日以内に、経済裁判所に対し、和議の承認を申し立てなければならない。
- 3 和議の承認の申立書には、以下の書面を添付しなければならない。
 - (1)－和議の原文
 - (2)－和議の締結を決議した債権者集会の議事録
 - (3)－債権登録簿
 - (4)－本条第 1 項の定める費用及び債権が弁済されたことを証明する書面
 - (5)－和議締結の決議に参加しなかった債権者、又は、決議に反対した債権者の不服書
 - (6)－法令の定めるその他の書面
- 4 経済裁判所は、利害関係人に対し、和議を審理する期日を通知する。通知を受けた者が審理に欠席しても、倒産事件の審理は妨げられない。

第 150 条 経済裁判所による和議承認の効果

- 1 監視、裁判上の再生支援、外部管財及び清算手続の手続中の経済裁判所による和議承認は、倒産事件手続を終結する事由となる。
- 2 裁判所任命管財人の権限は、経済裁判所により和議が承認された時点で、終了する。法人債務者の外部管財人及び清算管財人は、債務者の代表者が選任（任命）されるまで、引き続き自己の権限を行使する。
- 3 和議が承認された時から、個人事業者である債務者若しくは債務者の代表者、外部管財人若しくは清算管財人、又は、第三者は、債権者に対する弁済を開始する。

第 151 条 経済裁判所による和議承認の拒否

- 1 経済裁判所は、本法第 149 条第 1 項の定める費用及び債権が弁済されていない場合、和議の承認を拒否する。
- 2 経済裁判所は、以下の場合も、和議の承認を拒否する。
 - (1)－本法の定める和議締結の手続に違反している。
 - (2)－和議の形式が守られていない。
 - (3)－和議が第三者の権利を侵害する。
 - (4)－和議の条項が法令に抵触する。
- 3 経済裁判所は、和議承認を拒否する決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第 152 条 和議承認の拒否の効果

- 1 和議は、経済裁判所が承認拒否決定を出した場合、締結されていないとみなされる。
- 2 経済裁判所が和議承認拒否決定を出したことにより、新たな和議の締結が妨げられることはない。

第 153 条 和議の無効

和議は、以下の場合、債務者、債権者、検察官又は自己の権利及び法的利益が侵害された者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。

- (1) 一和議が、特定の債権者に特別に有利である条項、又は、特定の債権者の権利及び法的利益を制限する条項を含んでいる。
- (2) 一法令の定めるその他の無効原因が存在する。

第 154 条 和議の無効認定の効果

- 1 和議の無効認定は、倒産事件手続を再開する事由となる。経済裁判所は、倒産事件手続の再開の決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 2 和議が無効と認定された場合、履行期が延期された及び（若しくは）分割払いとされた債権、又は、一部免除をした債権については、弁済を受けていない部分の債権が復活する。
- 3 本法第 149 条第 1 項の定める費用及び債権であって弁済を受けたものについては、和議が無効と認定されても、弁済として受けた金銭を債務者に返却する必要はない。
- 4 本条による規制を受けない点については、法令の定める法律行為の無効の効果が生じる。
- 5 和議が無効と認定された場合、経済裁判所は、本法第 52 条及び第 53 条の定める手続に従い、債務者の財産による負担で、公報紙において債務者の倒産事件の再開を公告する。
- 6 本法に違反しない和議の条項に基づき満足を受けた債権は、弁済されたとみなされる。自己にとって特別に有利な、又は、他の債権者の権利及び法的利益を制限する和議の条項に基づき弁済を受けた債権者は、和議の履行において受領したものを、全て、返却しなければならない。この場合、当該債権は、債権登録簿に再び記載される。

第 155 条 和議の不履行の効果

- 1 債権者は、債務者が和議を履行しない場合、法令の定める手続に従い、和議の定める金額の債権を請求することができる。
- 2 新たな倒産事件が開始された場合、締結された和議に関する債権者の債権額は、和議の定める条項により決定される。

第9章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則

第1節 街形成企業及び同等企業（以下、併せて「街形成企業等」という。）⁵⁰の倒産

第156条 街形成企業等の倒産に関する特則

- 1 街形成企業等である債務者が、履行期から6ヶ月以内に、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を弁済することができない場合、経済裁判所は、債務者に対する債権総額が最低賃金の5,000倍以上であることを条件として、当該企業につき倒産事件を開始することができる。
- 2 街形成企業等の倒産事件の審理に際し、当該地域の所管国権機関及び（又は）所管省庁、国家委員会、所管官庁、経済管理局は事件の参加者とみなされる。
- 3 企業を街形成企業等と認定する手続は、ウズベキスタン共和国内閣が定める。

第157条 街形成企業等の外部管財

- 1 街形成企業等の外部管財は、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始することができる。債権者集会の決議がない場合、経済裁判所が、当該地域の国権機関、又は、省庁、国家委員会、所管官庁、若しくは、経済管理局の申立てに基づき、申立人が保証・担保することを条件として、開始することができる。
- 2 街形成企業等の外部管財計画は、債権者集会に提出される前に、当該地域の国権機関の同意を得なければならず、企業が国防関連事業に従事している場合は、省庁、国家委員会、所管官庁又は経済管理局の同意を得なければならない。
- 3 経済裁判所は、当該地域の国権機関、又は、省庁、国家委員会、所管官庁、若しくは、経済管理局の申立てに基づき、当該機関が保証・担保（国家保証を含む。）をし、かつ、従前、債務者につき裁判上の再生支援が適用されていない場合、裁判上の再生支援への移行の決定を出すことができる。

第158条 外部管財の延長

- 1 街形成企業等の外部管財は、当該地域の国権機関による申立てがある場合、経済裁判所が1年間を超えない期間延長することができる。
- 2 街形成企業等の事業への投資、被雇用者への就職斡旋、新規雇用の創出、及び、債務者の支払能力を回復させるその他の方法による財務健全化計画は、本条第1項の定める外部管財期間の延長事由になる。
- 3 街形成企業等の外部管財期間は、当該地域の国権機関、省庁、国家委員会、所管官庁又は経済管理局の申立てに基づき、当該機関が債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務を保証することを条件として、5年間まで延長することができる。この場合、債務者及び保証人は、本条の定める期間内に、債権者に対する支払いを開始しなければならない。
- 4 本条第3項の定める要件が守られない場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の事由となる。

第159条 街形成企業等の売却の要件

- 1 街形成企業等である債務者は、債権弁済を目的として、外部管財手続中、財産複合体として売却することができる。街形成企業等の売却は、価格・条件による競落又は価格による競落により行う。
- 2 街形成企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 街形成企業の売却時の被雇用者の70%以上の雇用を確保する。
 - (2) 街形成企業の事業内容に変更がある場合、買主が、被雇用者に対し研修を実施するか、又は、就職を斡旋する義務を負う。
- 3 国家の防衛・治安維持に関わる企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 企業の財産複合体の特定された使用目的、及び、軍事徴用財産を確実に保持する。
 - (2) 国防関連事業に関する債務者の業務契約、及び、国防・治安維持部門における国家

⁵⁰ 原文は省略していない。

- の需要に応じる債務者の業務契約を履行する。
- 4 自然独占事業体である企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 一買主が、自然独占事業関連法令の規制対象となる商品の供給契約に基づく債務者の義務を負うこと、並びに、製造される及び(又は)販売される商品(労務・役務)の消費者への提供に関する債務者の義務を引き受けることに同意する。
 - (2) 一特定の事業の実施に許認可が必要な場合、買主が当該許認可を保有する。
 - 5 本条第2項、第3項及び第4項が定めない価格・条件による競落の条件は、本法第13条の定める手続に従い、債権者集会の同意を得てのみ決定することができる。
 - 6 街形成企業等は、価格・条件による競落の条件により売却されなかった場合、価格による競落により売却されなければならない。
 - 7 国防関連事業に従事する企業の財産に取引制限が課されている財産が含まれている場合、当該企業の売却は、価格・条件による競落による非公開競売で行われ、法令の定めにより当該財産の所有権又は他の物権を取得できる者のみが参加する。
 - 8 国防関連事業に従事する企業が売却される場合、取引制限が課されている財産は、外部管財人が財産の所有者に対し当該財産の存在を通知した時から3ヶ月以内に、所有者に引き渡されなければならない。
 - 9 省庁、国家委員会、所管官庁及び経済管理局は、競売結果に関する議事録の署名から1ヶ月間、競売の実施結果により定められた価格で、国防関連事業に従事する企業を優先的に購入する権利を有する。
 - 10 当該地域の国権機関は、競売結果に関する議事録の署名から1ヶ月間、競売の実施結果により定められた価格で、自然独占事業体である企業を優先的に購入する権利を有する。

第160条 倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却

- 1 清算管財人は、倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却に際し、第一回競売においては、企業を財産複合体として売却に出さなければならない。
- 2 街形成企業等の財産が財産複合体として売却されなかった場合、財産の売却は、本法第111条に従い行われる。
- 3 自然独占事業体である債務者企業の財産のうち、商品(労務・役務)の製造及び(又は)販売の過程で使用されるものは、財産複合体としてのみ競売にかけられる。
- 4 自然独占事業体である債務者企業の商品(労務・役務)の供給契約の履行を停止すると国民の生活活動又は継続的製造による企業活動に支障を来す場合、清算管財人は、清算手続中、当該契約の履行を確保しなければならない。
- 5 自然独占事業体である債務者企業についての清算手続は、経済裁判所が開始決定を出し、清算管財人を任命した日から6ヶ月以内に、終了しなければならない。上記期間満了に際し、企業の財産が売却されずに残っていた場合、清算管財人は、債権者集会の決議に基づいて、又は、債権者集会が否決した場合は当該地域の国権機関の決定に基づいて、本法第115条の定める手続に従い、資産を置換し、清算手続を終了する。

第2節 農業企業の倒産

第161条 農業企業の倒産に関する特則

- 1 農業企業に対しては、倒産手続を開始する前に、法令の定める手続に従い、裁判外再生支援を適用することができる。
- 2 裁判外再生支援期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判外再生支援期間は、12ヶ月間延長することができる。
- 3 当該地域の国権機関は、農業企業の倒産事件の審理に際し、事件の参加者となることができる。

第162条 農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財に関する特則

- 1 農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財は、農産物の販売に必要な期間を考慮

に入れ、農作業の完了までの期間、実施される。この際、監視期間は、3ヶ月を超えてはならず、裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、本法第91条第3項の定める期間を超えてはならない。

- 2 裁判上の再生支援又は外部管財の期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判上の再生支援又は外部管財の期間は、12ヶ月間延長することができる。
- 3 裁判上の再生支援は、農産物の販売に必要な農作業及び期間の完了時期を考慮してのみ、本法第86条に従い、期間満了前に中止することができる。
- 4 外部管財は、フェルメル経営企業及び法人格を有するデフカン経営企業に対しては、実施されない。

第163条 農業企業の財産及び財産権の売却（譲渡）に関する特則

- 1 裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、債務者の財産の売却（譲渡）に際し、第一回競売においては、企業を財産複合体として売却に出さなければならない。
- 2 債務者の財産を優先的に購入する権利及び土地区画を占有する権利は、農作物の生産に従事し、債務者の土地区画に直接隣接した土地区画を持つ者が有する。裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、当該財産及び財産権の売却（譲渡）に際し、当該財産及び財産権の価値を査定し、上記の者に対し、査定価格で当該財産を提供しなくてはならない。
- 3 本条第2項の定める者が、1ヶ月間、農業企業の財産及び財産権を購入する意思を表明しない場合、裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、法令に従い、財産を換価する。
- 4 農業企業が、倒産の結果、清算された場合、当該企業に提供されていた土地区画は、法令の定める手続に従い、収容されるか、又は、他の者に引き渡される。

第3節 銀行の倒産

第164条 銀行の倒産認定の根拠

銀行の倒産認定の申立ては、ウズベキスタン共和国中央銀行が銀行業務の許可を取り消した後に限り、経済裁判所が審理する

第165条 銀行の倒産事件の審理に関する特則

- 1 銀行である債務者の債務不履行から生じる関係及び銀行の倒産事件の審理の特則は、法令の定める手続に従い、調整される。
- 2 外部管財は、銀行に対しては、実施されない。
- 3 銀行の倒産事件には、本法第36条の定める者の他に、ウズベキスタン共和国中央銀行及び国民銀行預金保証基金が参加する。

第4節 保険者⁵¹の倒産

第166条 保険者の倒産事件の審理

保険者の倒産事件には、本法第36条の定める者の他に、保険事業の規制権限を有する専門国家機関が参加する。

第167条 保険者の財産複合体の売却

- 1 保険者の財産複合体の売却は、本法第110条に従い、外部管財において行うことができる。
- 2 保険者のみが、保険者である債務者の財産複合体の買主となることができる。
- 3 外部管財手続中、保険者の財産複合体を売却する場合、売却時点で、保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約に基づく権利及び義務は、全て、買主に移転する。
- 4 清算手続に際しては、買主が、倒産認定日までに保険金支払事由（保険事故）が発生していない債務者の保険契約の債務を引き受けることに同意する場合に限り、保険者である債務者の財産複合体を、売却することができる。

⁵¹ 民法925条1項：保険業の免許を有する営利法人のみが保険者となる。

第 168 条 保険者が倒産した場合における保険契約者（保険金受取人）の債権

- 1 経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合、当該決定日までに保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約は、本法第 167 条第 3 項及び第 4 項の定める場合を除き、全て、終了する。
- 2 本条第 1 項の定める事由により終了した保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、法令に別段の定めがある場合を除き、保険契約の有効期間と当該契約が実際に有効であった期間の差異に比例して、保険者に支払われた保険料の一部の返還を請求する権利を有する。
- 3 経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時点までに、保険金支払事由（保険事故）が発生していた保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、清算管財人に対し、保険金の支払いを請求する権利を有する。

第 169 条 債権の弁済

経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合、債権は、以下の順位で弁済される。

- (1) 第一順位：強制生命保険契約に基づく保険契約者の請求権
- (2) 第二順位：その他の強制保険契約⁵²に基づく保険契約者の請求権
- (3) 第三順位：その他の保険契約者（保険金受取人）の請求権
- (4) 第四順位：義務的支払債務を定める支払文書（執行文書）に基づく請求権。上記請求権の全額弁済後、社会保険に基づく請求権、並びに、犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権が弁済を受ける。
- (5) 第五順位：保険者に対するその他の債権

第 5 節 証券取引に業として参加する者の倒産

第 170 条 証券取引に業として参加する者の倒産に関する特則

- 1 証券取引に業として参加する法人又は自然人の倒産事件には、本法第 36 条の定める者の他に、証券取引を規制し、調整する権限を付与された国家機関が参加する。
- 2 証券取引に業として参加する者の倒産手続について本法に定められていない特則、並びに、証券投資家の権利及び利益の保護の措置は、法令に従い定めることができる。
- 3 証券取引に業として参加する者の倒産予防手続及び支払能力回復のための裁判外手続の実施は、法令が定める。

第 171 条 裁判所任命管財人の要件

証券取引に業として参加する者の倒産事件に関する裁判所任命管財人は、裁判所任命管財人として役割を果たすための審査に合格しなければならない、証券取引を規制し、調整する権限を付与された国家機関から認可証を取得しなければならない。

第 172 条 証券取引に業として参加する者の法律行為に対する制限

倒産手続の適用によって証券取引に業として参加する者に課される法律行為についての制限は、証券投資家の信託に基づき行われた当該投資家の証券の取引のうち、倒産事件開始後、当該投資家の承認を得た取引に対しては、及ばない。

第 173 条 監視、外部管財及び清算手続に関する特則

- 1 監視開始に際し、一時管財人は、任命から 10 日以内に、債務者（証券取引に業として参加する者）に証券を信託譲渡した証券投資家に対し、倒産事件の開始及び一時管財人の任命を通知しなければならない。証券取引に業として参加する者が管理する顧客（信託譲渡をした証券投資家）の証券及びその他の財産は、清算用財団に含まれない。
- 2 顧客の残りの証券は、外部管財人又は清算管財人と顧客との合意に別段の定めがある場合を除き、外部管財又は清算手続の開始時に、顧客に返却されなければならない。

⁵² 民法 922 条「強制保険」

- 3 複数の顧客が、同種の証券（同じ発行人，分類，種類，組）の返却を請求し，請求証券数が，証券取引に業として参加する者が管理する証券数を超える場合，証券は，顧客の債権額に応じて按分して返却される。返却されなかった証券についての顧客の債権は，金銭債権とみなされ，本法第7章の定める手続に従い，弁済を受ける。
- 4 外部管財人は，外部管財中，顧客の同意を得て，顧客を代理して，他の証券取引に業として参加する者に対し，顧客から信託譲渡された証券を譲渡することができる。

第10章 個人事業者の倒産

第174条 個人事業者の倒産に関する規制

個人事業者の倒産関係には、本章に別段の定めがある場合を除き、第1章ないし第3章の定める規定が適用される。

第175条 個人事業者の倒産認定の申立て

- 1 個人事業者の倒産認定は、個人事業者である債務者（以下、単に「債務者」という。）⁵³、債権者、検察官、税務機関及びその他の全権機関が、経済裁判所に対し申し立てることができる。
- 2 債務者の倒産認定を申し立てる権利は、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び属人的性質のその他の債権以外の債権を有する債権者が有する。
- 3 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び属人的性質のその他の債権を有する債権者は、債務者の倒産認定の手續実施に際し、自己の債権を請求することができる。倒産手續時に請求をしなかった上記債権者の債権は、倒産手續終了後も有効である。

第176条 債務弁済計画

- 1 債務者による倒産認定の申立書には、債務弁済計画を添付することができ、申立書の写しは、債権者及び倒産事件のその他の参加者に送付される。
- 2 経済裁判所は、債権者の異議がなければ、債務弁済計画を承認することができ、当該承認により、倒産事件手續は、2ヶ月を超えない期間、中断する。
- 3 債務弁済計画は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 債務弁済計画の実施期間
 - (2) 債務者又は債務者家族の生活費の月額
 - (3) 債権の支払いに充てられる金銭の月額
- 4 経済裁判所は、倒産事件の参加者による理由のある申立てに基づき、実施期間の延長又は短縮、並びに、債務者及び債務者家族の生活費の月額の増額又は減額等、債務弁済計画を変更することができる。
- 5 債務者が債務弁済計画を実施した結果、債権が全額弁済された場合、倒産事件手續は終結する。

第177条 清算用財団に含まれない個人事業者の財産

- 1 債務者の財産のうち、法令が強制執行を認めない財産は、清算用財団に含まれない。
- 2 経済裁判所は、債務者又は倒産事件のその他の参加者の理由のある申立てに基づき、法令が強制執行を認めている財産のうち、売却できず、又は、売却代金が債権弁済に実質的な影響を与えない財産を、清算用財団から除外することができる。
- 3 本条第2項の定めに従い清算用財団から除外された債務者の財産の合計額は、最低賃金の50倍を超えてはならない。除外された財産の一覧は、経済裁判所が承認し、決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第178条 個人事業者の法律行為の無効

- 1 経済裁判所に対し倒産認定が申し立てられた後に行われた、利害関係人への債務者の財産の譲渡又はその他の方法による財産の引渡しに関する法律行為は、無効である。
- 2 経済裁判所は、債権者の請求に基づき、法律行為の目的物を債務者の財産構成に返却させるか、又は、利害関係人の下にある当該財産に対し強制執行をする形で、債務者の無効な法律行為に対し、無効効果を適用する。

第179条 経済裁判所による個人事業者の倒産事件の審理

- 1 経済裁判所は、倒産認定の申立受理と同時に、法令が強制執行を認めない財産を除き、債務者の財産を差し押さえる。経済裁判所は、第三者が債務者の金銭債務を保証するか、

⁵³ 原文は省略していない。

又は、その他の方法により履行を担保する場合、債務者の申立てに基づき、債務者の財産（財産の一部）に対する差押えを解除することができる。

- 2 経済裁判所は、債務者の申立てに基づき、債務者による債権者への支払い又は和議締結のため、1ヶ月を超えない期間、倒産事件の審理を延期することができる。
- 3 経済裁判所は、債務者につき相続開始の情報がある場合、相続財産に関する問題が法令の定める手続に従い解決するまで、倒産事件手続を中断することができる。
- 4 債務者が、本条第2項の定める期間内に、債権弁済に関する証拠を提出せず、かつ、定められた期間内に、和議が締結されなかった場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第180条 個人事業者の倒産認定の効果

- 1 経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
 - (1) 債務者の金銭債務は、履行期が到来したとみなされる。
 - (2) 債務者の債務全てにつき、違約罰（違約金、遅延利息）、利息及びその他の経済制裁（金融制裁）の発生は停止される。
 - (3) 執行文書に基づく債務者に対する強制執行は、扶養料支払請求権及び生命・健康侵害の損害賠償請求権についての執行文書に基づく場合を除き、中止される。
- 2 経済裁判所は、判明している全債権者に対し、債権届出期間を記載した倒産認定・清算手続開始の本案決定を送付する。債権届出期間は、2ヶ月を超えることはできない。経済裁判所の決定の送付費用は、債務者が負担する。
- 3 経済裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出した時から、個人事業者としての国家登記は失効し、個々の活動実施の許可は無効となる。
- 4 経済裁判所は、個人事業者としての登録を行った登記機関及び許可交付機関に対し、債務者の倒産認定の本案決定の写しを送付する。

第181条 経済裁判所の本案決定の執行

- 1 倒産認定・清算手続開始の本案決定及び債務者の財産に対する強制執行の執行文書は、債務者の財産の売却のため、裁判執行官に送付される。債務者の財産は、本法に従い清算用財団に含まれない財産を除き、全て、売却されなければならない。
- 2 経済裁判所は、債務者の不動産又は高価な動産を継続的に管理する必要がある場合、そのために、清算管財人を任命し、その報酬額を定める。この場合、債務者の財産は、清算管財人が売却する。
- 3 債務者の財産の売却による売却代金及び現有の資金は、債務者の倒産認定をした経済裁判所に供託される。

第182条 債権の審理

経済裁判所は、債権者が本法第180条第2項の定める期間内に届け出た債権を審理する。経済裁判所は、審理の結果に基づき、債権弁済の手続及び弁済額に関する決定を出す。

第183条 債権弁済手続

- 1 債権の弁済前に、倒産事件の審理及び倒産認定の本案決定の執行に関する費用が、経済裁判所に供託された資金から支払われる。債務者に対する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も同様である。
- 2 債権は、以下の順位で弁済される。
 - (1) 第一順位：義務的支払債権、扶養料支払請求権、給与支払請求権及び著作契約に基づく報酬支払請求権
 - (2) 第二順位：被担保債権
 - (3) 第三順位：その他の債権
- 3 各順位の請求権は、それに優先する順位の請求権が全額弁済された後、弁済を受ける。
- 4 経済裁判所に供託された資金が十分でない場合、当該資金は、特定順位の債権者間では、

債権額に応じて按分弁済される。

第 184 条 個人事業者の免責

- 1 倒産認定を受けた債務者は、債権者に対する支払い後、倒産認定の手続中に届け出られた債権について、本条第 2 項の定める債権を除き、免責を受ける。
- 2 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権、その他の属人的性質の債権で、債務者の倒産認定の本案決定の執行手続中に弁済されなかった、若しくは、一部しか弁済されなかった、又は、倒産手続の実施中に届け出られなかった債権は、その効力を維持し、倒産手続の終了後、全額又は弁済されていない部分につき請求することができる。
- 3 債務者の財産の隠匿の事実、又は、第三者への財産の違法な譲渡の事実が判明した場合、倒産手続中に全額弁済を受けなかった債権者は、当該財産に対し、強制執行を申し立てることができる。

第11章 簡易倒産手続

第1節 通常清算中の法人の倒産に関する特則

第185条 通常清算中の法人の倒産

- 1 財務経済活動を行わないことにより、及び（又は）、法定期間内に定款資本を形成しなかったことにより、清算決定が出された法人について、当該法人の財産の価値が債権の弁済に十分でない場合、当該法人は、本法の定める手続に従い、清算される。
- 2 清算委員会（清算人）は、本条第1項の定める状況が明らかになった場合、経済裁判所に対し、法人の倒産認定を申し立てるか、又は、税務機関に対し、法令の定める適切な措置を講じるよう申し立てなければならない。

第186条 通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則

- 1 経済裁判所は、通常清算中の法人につき、倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、清算管財人を任命する。
- 2 監視、裁判上の再生手続及び外部管財は、通常清算中の法人に対しては適用されない。
- 3 債権者は、法人に対し、法人の倒産認定の公告から1ヶ月以内に、債権を届け出ることができる。

第187条 倒産手続による法人の清算の拒否の効果

- 1 本法第185条第2項の定める要件に違反する場合、法人の清算は、法人の統一国家登記簿に記載されることを拒否される。
- 2 本法第185条第2項の要件の違反を看過した清算委員会の委員長又は清算人は、弁済されない通常清算中の法人の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき、補充責任を負う。

第2節 所在不明の債務者の倒産

第188条 所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則

活動を終了した個人事業者である債務者又は法人債務者⁵⁴の代表者が、行方不明で、その所在地（居住地）を確認できない場合、所在不明の債務者の倒産認定の申立ては、債権額に関わらず、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、税務機関又はその他の全権機関、及び、検察官が行うことができる。

第189条 所在不明の債務者の倒産事件の審理

- 1 経済裁判所は、倒産認定の申立てを受領した日から2週間以内に、所在不明の債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。
- 2 監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続は、所在不明の債務者の倒産事件に対しては適用されない。
- 3 経済裁判所の本案決定は、倒産事件を管轄する国家機関に対し送付され、当該国家機関は、当該決定を受領した日から1週間以内に、経済裁判所に対し、清算管財人の候補者を推薦する。経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関の職員から清算管財人を任命することができる。
- 4 清算管財人は、判明している全債権者に対し、所在不明の債務者の倒産を書面で通知し、債権者は、当該通知を受領した日から1ヶ月以内に、清算管財人に対し、自己の債権を届け出ることができる。
- 5 所在不明の債務者の財産が発見された場合、経済裁判所は、清算管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続を中止し本法の定める一般の倒産手続に移行する決定を出すことができる。

⁵⁴ 原文では「通常清算中の法人」とされており、清算決定をとり通常清算に入っている法人のみが対象となっているが、実務では、清算決定をとっていない法人にも適用されるとの説明があったので、単なる「法人」とする。

第12章 最終章

第190条 倒産を招く違法行為

- 1 倒産を招く違法行為とは、債務者の役職者、債務者財産の所有者、債権者、又は、債務者若しくは債権者に対し損害を与えたその他の者による、計画的な法令違反と理解される。
- 2 以下の行為も、違法行為とみなされる。
 - (1) ー債務者の全部又は一部の財産、及び、その債務を隠匿する。
 - (2) ー債務者の経済活動の実施に関連した帳簿を、隠匿、破壊、歪曲、又は偽造する。
 - (3) ー隠匿を目的として、他の法人又は自然人に対し、財産(資金を含む)を移転する。
 - (4) ー会計書類に必要事項を記載しない。
 - (5) ー債務者が分割払いで購入し、支払いが完了していない財産の全部又は一部を、売却し、毀損し、又は担保として提供する。
 - (6) ー債務者の役職者若しくは債務者財産の所有者の個人的利益、又は、第三者の利益のため、債務者の支払能力を悪化させる。
 - (7) ー回収不能な方法で、流動資産を流用する。
 - (8) ー債権者に損害を与える目的で、計画的に倒産をする。
 - (9) ー特定の債権者に対し、優先的に弁済し他の債権者に損害を与え、また、そのような弁済に同意する。
 - (10) ー金銭債務及び又は義務的支払債務の弁済を回避する目的で、計画的に自己清算する。

第191条 紛争の解決

倒産事件手続において発生した紛争は、法令の定める手続に従い解決される。

第192条 倒産関連法令違反の責任

倒産に関連する法令に違反した者は、所定手続に従い、責任を負う。